

施策評価表（平成28年度・平成29年度）

- ・ にぎわいと活力あふれるまち
- ・ 住みやすさを感じるまち
- ・ 健康で幸せにすごせるまち
- ・ 子どもの未来と文化をはぐくむまち
- ・ 地球環境にやさしいまち

基本目標

～にぎわいと活力あふれるまち～

基本的な施策

1. 新たな活気を生み出す産業と消費生活の向上
2. 地域力向上への支援

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)			
施策名	04 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上		
上位政策	02 にぎわいと活力あふれるまち		
施策統括課	産業政策課	施策統括課長名	関 知紀
関連課	産業政策課、生活文化課		
関連する個別計画等	東久留米市農業振興計画		
予定計画事業	地域産業推進協議会の運営、農業振興計画の推進、上の原地区への企業等誘導、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業		
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちににぎわいや活力が生まれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図る。 ・ 農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図る。 ・ 消費者の安全、安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行う。 		
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性		
04-01 都市農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業活性化事業について、関係団体からの意見を参考に、より効果的な補助となるよう検討を行い、都市農業を支援する。 ・ 地域を支える多面的な機能を持つ農地の減少を防ぐために、生産緑地制度の積極的な活用を図り、農地の保全に向けた取り組みに努める。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、特定生産緑地制度に関する周知を図るなど農業委員会と連携して農地保全に向けて取り組む。 ・ 学校給食への地場産野菜の活用や農業体験などを通じ、農業と市民がつながりを創出し、地産地消を推進するための環境づくりを図る。 ・ 地元の農産物のブランド化を進めるために、安定的な生産体制と生産量が確保できるよう支援を行い、市内外への情報発信や販売の場の充実に取り組む。 ・ 都市農業振興基本法に基づき、本市の都市農業が発展するために効果的な施策を推進する。 		
04-02 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業や経営の補助、空き店舗対策などの支援制度により、経営環境を整えることで、雇用の安定と労働環境の向上を図り、地域の商工業が活性化できるよう取り組む。 ・ 商店街の取り組みを支援し、地域の活性化と人の交流を促進する商店街振興の推進に努める。 ・ 地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組む。 ・ 地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上をめざし、さまざまな制度の情報提供をし、より効果的な支援について検討を行う。 ・ 本市が持つ個性・資源・魅力を市内外に広く知ってもらうための情報発信、また新たな観光資源の発掘などの戦略的なシティセールスを行い、経済活動を活性化させるまちのにぎわいを創出する。 ・ まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組む。 		
04-03 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・ 特に相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努める。 ・ 消費者教育の推進に関する法律に基づき、自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活に関する知識の普及啓発、教育の機会づくりに取り組む。 		

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	農業・商工業振興に向けた取り組み数	回	315	423	469
2	消費生活において環境の保全に気を付けている	%	86.9	85.3	88.0
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	34	35	35
トータルコスト	千円	290,359	364,727	312,855
事業費（内書き）	千円	229,938	306,277	256,049
人件費（内書き）	千円	60,421	58,450	56,806

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興事業についてはこれまで取り組んできた市内産農産物のPRなどに加え、民間事業者との共催による農業体験ウォーキングの実施など充実を図ってきたところであり、多くの市民が都市農地の重要性や地場産農産物の品質の良さなどについて理解を深めるきっかけとなっている。 ・平成27年度に策定した農業振興計画についても東久留米市農業振興計画推進協議会及び同委員会において具体的な議論をいただき、その実現に向けて取り組みを進めている。 ・しかしながら高齢化や相続などの理由により農地の減少は続いており、農地の保全是引き続き大きな課題となっている。国においても特定生産緑地制度の創設や都市農地質借円滑化法の制定など農地を守るための取り組みを進めている。これに伴い農業委員会の役割が拡大することが想定されるため、新たな課題について速やかに対応できるよう研修の充実などに取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興計画において平成32年度には計画全体の見直しを行うこととしている。よって平成31年度は計画の見直しに向け、これまでの4年間の取り組みについて一定の取りまとめを行う。 ・また特定生産緑地の指定に向けた意向確認など手続きが開始される見込みのため農業者からの問い合わせなどが増加することが想定される。農業振興、農地保全といった観点から農業者への情報提供などに努める。 ・都市農地質借円滑化法の施行により新たな営農形態が取られる可能性があることから、周辺自治体における実績など十分な情報収集を行い、市内農業者にとって有益な情報については積極的な情報提供を図る。 ・農業振興事業についてはこれまでと同様、農産物自体のPRを行う販売促進に努めるとともに、体験農園や収穫体験といった農業体験事業の育成を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・資金融資制度において起業創業希望者の利便性向上を図るため平成30年度からの制度について見直しを行った。また商店会については商店会長を対象に説明会などを丁寧に行うことにより都の補助制度などについて前年並みの活用を促し、商店会振興を図った。またブランド認定事業を商工会に委託し市内の優れたサービスや商品について認定を行った。 ・都の補助金を活用した人づくり人材確保支援事業のうち処遇改善事業に市内27事業者、就労支援事業に20名の参加を得て中小企業の労働環境と活力の維持向上を図った。 ・情報発信事業については市公式Facebook等を活用し市内で開催される催し物やシーズナルな農産物などの積極的な情報発信に努めた。しかしながら認知度は十分とは言えないため、さらなる有用な情報の発信について検討する必要がある。 ・新たな産業の誘導については準工業地域の活用実態などについて調査を行ったが現状においては新たな事業用地は見つかっていない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業支援にあたっては融資制度の利便性の向上等に取り組んできたが、そこまで起業創業のイメージが具体化されていない層を対象とした啓発事業などの裾野を広げる取り組みも必要である。民間事業者との連携が欠かせないことから平成32年度の創業支援事業計画の見直しに合わせ情報を収集するとともに必要な検討を行う。 ・情報発信事業については市公式SNSの取り組みに加え、地域産業推進協議会委員によるFacebookの運用により、細やかな個店の紹介などを行い、活性化すよう取り組みを継続する。 ・新たな産業誘導については引き続き地域産業振興懇談会等で関係機関との情報交換、情報共有を図りながらマッチングに努める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本市消費者センターへの年間相談件数は増加傾向にあり、平成29年度は763件であった。相談全体の約4割が高齢者であり、相談内容が深刻化しているものもあることから、特に高齢者単独世帯の被害防止と早期発見に努めるなど、消費者教育の充実が重要となっており、そのための関係課、機関との連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、子どもや高齢者、見守りを行う方など各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活における知識の普及啓発を行う。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・都市農業の活性化については引き続き東久留米市農業振興計画（平成28年～平成37年）を推進するために農業振興計画推進協議会の主導のもと、JAなどの関係団体と連携し、8つの重点事業などの実現に向けた事業を展開していく。
- ・商工業の活性化については、小規模事業者を支援していくとともに、新たな事業者の参入を促すために創業希望者を支援する。また東久留米市に立地を希望する事業者の情報収集、提供を行い、新たな産業を誘導する取り組みなどについて商工会等の関係団体と連携し、積極的に取り組んでいく。
- ・消費者生活の向上については、国の「地方消費者行政強化交付金」の活用により、消費生活相談機能強化及び相談体制整備を図っていく。また、消費者教育、消費者被害防止啓発事業を実施する。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	04	新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上	上位政策	にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課（課長名）	産業政策課長（関 知紀）		関連課	企画調整課、産業政策課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市農業振興計画		予定計画事業	地域産業推進協議会の運営、農業振興計画の推進、上の原地区への企業等誘導、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちのにぎわいや活力がうまれるよう、地域と連携して身近な商工業の活性化を支援するとともに、市内の資源を生かした新たな産業などの創出を図る。 ・農業をリードする新たな担い手の育成を支援するとともに、農産物のPR強化や市民が日常的にふれあい、理解を深めることで地産地消を推進し、都市農業の振興を図る。 ・消費者の安全、安心を確保するために、消費生活に関する相談や情報提供を行う。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(04-01) 都市農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業活性化事業について、関係団体からの意見を参考に、より効果的な補助となるよう検討を行い、都市農業を支援する。 ・地域を支える多面的な機能を持つ農地の減少を防ぐために、生産緑地制度の積極的な活用を図り、農地の保全に向けた取り組みに努める。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、農業委員会と連携して農地保全に向けて取り組む。 ・学校給食への地場産野菜の活用や農業体験などを通じ、農業と市民がつながりを創出し、地産地消を推進するための環境づくりを図る。 ・地元の農産物のブランド化を進めるために、安定的な生産体制と生産量が確保できるよう支援を行い、市内外への情報発信や販売の場の充実に取り組む。 ・都市農業振興基本法に基づき、本市の都市農業が発展するためにより効果的な施策を推進する。 			
(04-02) 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・起業や経営の補助、空き店舗対策などの支援制度により、経営環境を整えることで、雇用の安定と労働環境の向上を図り、地域の商工業が活性化するよう取り組む。 ・商店街の取り組みを支援し、地域の活性化と人の交流を促進する商店街振興の推進に努める。 ・地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組む。 ・地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上をめざし、さまざまな制度の情報提供をし、より効果的な支援について検討を行う。 ・本市が持つ個性・資源・魅力を市内外に広く知ってもらうための情報発信、また新たな観光資源の発掘などの戦略的なシティセールスを行い、経済活動を活性化させるまちのにぎわいを創出する。 ・まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組む。 			
(04-03) 消費生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地方消費者行政推進交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。 ・特に相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努める。 ・消費者教育の推進に関する法律に基づき、自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活に関する知識の普及啓発、教育の機会づくりに取り組む。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	農業・商工業振興に向けた取り組み数	回	263	315	423
2	消費生活において環境の保全に気を付けている	%	84.8	86.9	85.3
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	26	34	35
トータルコスト	千円	165,952	290,359	364,677
事業費（内書き）	千円	118,873	229,938	306,277
人件費（内書き）	千円	47,079	60,421	58,450

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>都市農業の活性化については、地場産農産物を活用した地域ブランド開発や市内産農産物のPR、親子農業体験を通じて農業者と市民の交流を図るなど、様々な事業を展開している。また、29年7月の新たな制度に基づく農業委員会委員の改選に向けて関係機関との調整等準備を進めてきたところである。後継者の問題や相続等の理由により、農地の減少は続いており、農地の保全は引き続き大きな課題となっている。生産緑地指定下限面積の緩和や特定生産緑地指定制度の創設等を含む生産緑地法の一部改正が施行されたが、税制上の取扱い等については今後順次明らかになるため、これらの動向を注視しながら今後の取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>生産緑地法の一部改正に基づき改正が想定される都市農地に関する税制面等について国や都の動向に注視し、都市農業の振興、農地の保全に努める。また、これまでも取り組みを進めてきた地場産農産物の活用や市内農産物のPR、農業者と市民の交流事業等に積極的に取り組む。さらに、平成27年度に策定した農業振興計画に定めた8つの重点項目の実現に向けて、東久留米市農業振興計画推進協議会及び東久留米市農業振興計画推進委員会における協議結果を踏まえ、着実な取り組みを進める。なお、取り組みを進めるにあたってはJA等の関係団体との連携を強化し、農業振興に向けた事業を展開していく。</p>
02	<p>商工業の活性化については、商店街が実施する各種事業への補助や中小事業者が融資を受けた際の利子補給及び保証料の補助等の補助事業を実施している。さらには地域産業推進協議会からの提案に基づき新たな事業者の誘致について市内金融機関との意見交換の場を設ける等の展開を図り、誘致可能な場所等に関する情報と立地を希望する事業者の情報の双方をいかに収集するかという課題を共有したところである。ブランド認定事業については大きな効果を得ることができたが、後継者難等の理由から廃業する個店も少なくなく、高齢化等を理由に解散を決めた商店会もある。このような状況を踏まえ空き店舗情報提供システムを構築した。1件の仲介に資することができたが、さらなる利用率の向上に向けて周知が必要となっている。</p> <p>新たな産業の創出・誘導に向けた取り組みとしては、上の原地区への企業誘導のために基盤整備を進めており、整備主体であるUR都市機構と連携し着実な推進を図ってきたところである。</p>	<p>商店街の活性を図るため、各種事業への補助を継続して行うとともに、その効果的な利用方法について周知を行う。さらに、商店主を含む中小事業者が融資を受ける際のメニューについて起業創業を希望する利用者が利用しやすいように改善を図りながら継続して補助を行う。また、地域産業推進協議会においてより具体的かつ効果的な事業提案が可能となるよう市内金融機関や事業者と意見交換を行う場の設定等に引き続き取り組み、新産業の誘致や起業創業、事業者のネットワーク化等により市内産業の活性化に取り組む。</p> <p>上の原地区への企業誘導については、事業者より平成30年11月の開店を目指し整備を進めるとの意向が示されており、今後とも整備主体のUR都市機構と連携し、基盤整備の着実な推進を図る。</p>
03	<p>・本市消費者センターへの年間相談件数は増加傾向にあり、平成28年度は736件であった。相談全体の約4割が高齢者であり、相談内容が深刻化しているものもあることから、特に高齢者単独世帯の被害防止と早期発見に努めるなど、消費者教育の充実が重要となっている。</p>	<p>・国の「地方消費者行政推進交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組む。</p> <p>・消費者教育の推進に関する法律に基づき、子どもや高齢者、見守りを行う方など各ライフステージに応じた消費者問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活における知識の普及啓発を行う。</p>

5 30年度に向けた施策方針
<p>都市農業の活性化については、平成28年3月に策定した東久留米市農業振興計画(平成28年～平成37年)を推進するため、平成29年度に設置した農業振興計画推進協議会の主導のもと、JA等の関係団体と連携し、8つの重点事業等の実現に向けた事業を展開していく。</p> <p>また、商工業の活性化については、引き続き小規模事業者を支援していくとともに、空き店舗を活用するなどした創業支援、東久留米市に立地を希望する事業者の情報収集、提供を行い、新たな産業を誘導する取り組みなどについて商工会等の関係団体と連携し、積極的に取り組んでいく。</p> <p>消費生活の向上については、国の「地方消費者行政推進交付金」の活用により、消費生活相談機能強化及び相談体制整備を図っていく。また、消費者教育、消費者被害防止啓発事業を実施する。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	05 地域力向上への支援
上位政策	02 にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 島崎 律照
関連課	生活文化課
関連する個別計画等	—
予定計画事業	市民相互の連帯感創出
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の構成員である市民一人ひとりが地域における課題を認識し、地域、市民活動団体、企業、行政、あるいは個人といった、さまざまな主体と協働しながら解決していく、地域力の醸成に向けた支援を推進する。 ・自治会など、既存のコミュニティ組織の活性化と、新たなコミュニティ活動へ参加しようとする意識の醸成を図るため、各種事業の実施や関連情報の積極的な提供に努める。 ・群馬県高崎市榛名地域との間でこれまで培ってきた、市民の交流活動を支援する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
05-01 コミュニティ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で身近な暮らしを支え、コミュニティの核ともなる自治会が安定して活動を継続していけるよう、インターネットなどのさまざまな媒体を通じて自治会の活動を広く周知し、参加への働きかけに積極的に取り組む。 ・市民や市民活動団体などが、一体感を醸成できるイベント等を通じて、地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行っていく。 ・多くの市民がコミュニティ活動及び交流の拠点として施設を有効活用できるよう、地域に応じた市民ニーズを把握し、稼働率を高める方策を検討する。 ・コミュニティ施設について、改修など老朽化対策を実施し、維持管理に努める。
05-02 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの高崎市榛名地域との良好な関係をもとに、今後はさらに両地域の特性を生かし、さまざまな分野での交流を広げることで、より有意義な事業を展開し、双方の地域活性化と地域間交流の支援に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	自治会等の活動に参加したことがある市民の割合	%	39.4	36.3	36.2
2					
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	10	9	8
トータルコスト	千円	218,217	219,809	236,325
事業費（内書き）	千円	202,792	203,583	219,886
人件費（内書き）	千円	15,425	16,226	16,439

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯や核家族化、個人意識の高まりにより、自治会などの地域コミュニティに参加する世帯が減少しており、住民の高齢化により活動を継続することが困難になってきている自治会も生じてきている。このような現状の中、ひとり暮らし高齢者や障害者などの要援護者の見守りや、震災など災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策の重要性が高まり、地域コミュニティの大切さが再認識されていることから、地域のつながりづくりを進めることが必要となっている。 ・コミュニティ施設はさまざまな年代の市民が自主的にコミュニティ活動を展開するとともに、そこで開催する事業を通じて市民同士の交流、地域の連携の場として重要な役割を担っているが、施設によっては、建物や設備の老朽化が進行している。安全かつ効果的に施設を使用していくため、機能の維持、保全を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの中心を担う自治会の活動をインターネットをはじめとした各種の媒体を通じて周知し、自治会への参加の働きかけを積極的に進める。 ・市民や市民活動団体が一体感を醸成できるイベントの紹介、提供を通じて地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行う。 ・多くの市民がコミュニティ施設を活動や交流の拠点として利用いただくよう、市民ニーズを把握し、それを反映した各種のイベントを実施することなどで施設の利用率を高める。また、施設の改修など、老朽化対策を実施し、維持管理に努める。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市榛名地域とはこれまで、文化、スポーツ、教育等で培ってきた交流の実績をもとに、両地域の魅力を伝える事業を行っていくことで、今後さらに地域間の交流が活発化することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・榛名地域宿泊施設利用補助対象施設の紹介をホームページ上で掲載し、利用の増加に結びつける取り組みを行うとともに、イベント事業のパンフレットの配置施設を増やす。 ・さらなる交流進展に向け、各部課との調整及び高崎市榛名支所との連携を深めていく。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・コミュニティ活動支援については、地域コミュニティの中心となる自治会及び市民活動団体の取り組みを広報紙やホームページでこれまで以上に積極的に発信していく。また、これらの団体や市が実施する、地域の方が一体感を醸成できるイベントの紹介、地域コミュニティの必要性についても情報発信していく。
- ・多くの市民が活動や交流の拠点としているコミュニティ施設の老朽化が進んでいることから、東久留米市施設保全計画に基づき、適切に保全業務を実施していく。
- ・地域間交流については、榛名支所との連携を主としつつも高崎市関連部署との関係構築にも努め、交流進展を図るようにしていく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	05	地域力向上への支援	上位政策	にぎわいと活力あふれるまち
施策統括課（課長名）	生活文化課（島崎 律照）		関連課	生活文化課
関連する個別計画等	—		予定計画事業	市民相互の連帯感創出
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の構成員である市民一人ひとりが地域における課題を認識し、地域、市民活動団体、企業、行政、あるいは個人といった、さまざまな主体と協働しながら解決していく、地域力の醸成に向けた支援を推進する。 ・自治会など、既存のコミュニティ組織の活性化と、新たなコミュニティ活動へ参加しようとする意識の醸成を図るため、各種事業の実施や関連情報の積極的な提供に努める。 ・群馬県高崎市榛名地域との間でこれまで培ってきた、市民の交流活動を支援する。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(05-01)コミュニティ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で身近な暮らしを支え、コミュニティの核ともなる自治会が安定して活動を継続していけるよう、インターネットなどのさまざまな媒体を通じて自治会の活動を広く周知し、参加への働きかけに積極的に取り組む。 ・市民や市民活動団体などが、一体感を醸成できるイベント等を通じて、地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行っていく。 ・多くの市民がコミュニティ活動及び交流の拠点として施設を有効活用できるよう、地域に応じた市民ニーズを把握し、稼働率を高める方策を検討する。 ・コミュニティ施設について、改修など老朽化対策を実施し、維持管理に努める。 			
(05-02)地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの高崎市榛名地域との良好な関係をもとに、今後はさらに両地域の特性を生かし、さまざまな分野での交流を広げることで、より有意義な事業を展開し、双方の地域活性化と地域間交流の支援に努める。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合	%	36.4	39.4	36.3
2					
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	10	10	9
トータルコスト	千円	244,280	218,217	219,809
事業費（内書き）	千円	229,014	202,792	203,583
人件費（内書き）	千円	15,266	15,425	16,226

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>・単身世帯や核家族化、個人意識の高まりにより、自治会などの地域コミュニティに参加する世帯が減少しており、住民の高齢化により活動を継続することが困難になってきている自治会も生じてきている。このような現状から、ひとり暮らし高齢者や障害者などの要援護者の見守りや、震災など災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策の重要性が高まり、地域コミュニティの大切さが再認識されていることから、地域のつながりづくりを進めることが必要となっている。</p> <p>・コミュニティ施設はさまざまな年代の市民が自主的にコミュニティ活動を展開するとともに、そこで開催する事業を通じて市民同士の交流、地域の連携の場として重要な役割を担っているが、施設によっては、建物や設備の老朽化が進行している。安全かつ効果的に施設を使用していくため、機能の維持、保全を図る必要がある。</p>	<p>・地域コミュニティの中心を担う自治会の活動を、インターネットをはじめとした各種媒体を通じて周知し、参加への働きかけを積極的に進める。</p> <p>・市民や市民活動団体が一体感を醸成できるイベントの紹介、提供を通じて地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行う。</p> <p>・多くの市民がコミュニティ施設を活動や交流の拠点として利用いただくよう、市民のニーズを把握しその稼働率を高める。また、施設の改修など、老朽化対策を実施し、維持管理に努める。</p>
02	<p>高崎市榛名地域とは、姉妹都市交流から30年が経過しており、平成28年3月に新たな地域間交流協定を高崎市と締結した。これまで、文化、スポーツ、教育等で培ってきた交流の実績をもとに、両地域の魅力を伝える事業を行っていくことで、今後さらに地域間の交流が活発化することが望まれている。</p>	<p>榛名地域宿泊施設利用補助対象施設の紹介をホームページ上で掲載し、利用の増加に結びつける取り組みを行っている。これに加え、イベント事業のパンフレットの配置施設を増やす。</p> <p>また、さらなる交流の進展に向け、各部課との調整及び高崎市榛名支所との連携を深めていく。</p>

5 30年度に向けた施策方針
<p>・コミュニティ活動支援については、地域コミュニティの中心となる自治会及び市民活動団体の取り組みを広報紙やホームページでこれまで以上に積極的に発信していく。また、これらの団体や市が実施する、地域の方が一体感を醸成できるイベントの紹介、地域コミュニティの必要性についても情報発信をしていく。</p> <p>・多くの市民が活動や交流の拠点としているコミュニティ施設の老朽化が進んでいることから、東久留米市施設保全計画に基づき、適切に保全業務を実施していく。</p> <p>・地域間交流については、榛名支所との連携を主としつつも高崎市関連部署との関係構築にも努め、交流進展を図るようしていく。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

基本目標

～住みやすさを感じるまち～

基本的な施策

1. 生活の安全・安心の向上
2. 生活の快適性を支えるまちづくり

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	06 生活の安全・安心の向上
上位政策	03 住みやすさを感じるまち
施策統括課	防災防犯課 施策統括課長名 小泉 勝巳
関連課	職員課、防災防犯課、福祉総務課、健康課、児童青少年課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東久留米市耐震改修促進計画、東久留米市地域防災計画、東久留米市国民保護計画、東久留米市業務継続計画、東久留米市安全・安心まちづくり推進計画、東久留米市交通安全計画
予定計画事業	地震災害に強いまちづくり、防災行政無線(固定系)デジタル化工事、防災備蓄食料等の充実、空き家等対策事業、街灯LED化事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが将来にわたって安全に、安心してらせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進める。 ・市民一人ひとりのもしもの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進める。 ・交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
06-01 災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努める。 ・市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図る。 ・市内の自主防災組織の育成強化を図るための支援を充実する。 ・消防団の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努める。 ・地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、特定緊急輸送道路沿道をはじめ建築物の耐震化促進に向けた取り組みを充実する。 ・市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるよう、洪水ハザードマップやパンフレットを配布するなど普及啓発を行う。 ・空き家などについて、事業者や土地・建物などの所有者または管理者に対して適切な管理を求めていく。
06-02 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・警察などと連携を図り、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺への対策を推進する。 ・広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努める。 ・犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援する。 ・市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努める。 ・防犯灯の整備事業を進めるとともに、公共施設における犯罪の抑止策を検討し、実施する。
06-03 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や交通弱者の安全を確保するため、歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化に取り組むとともに、防護柵、道路反射鏡、道路照明などの交通安全施設を整備し、交通事故の発生抑制に努める。 ・生活道路における安全確保のため、市民、関係機関との連携により、地域の実情にあった交通安全対策の向上を図る。 ・警察、交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	災害に備えて食料を準備している市民の割合（食料）	%	-	-	58.9
2	防犯上安全であると感じている市民の割合	%	66.7	68.3	73.9
3	交通人身事故発生件数（1月～12月）	件	342	306	268
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
	項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
	本施策を構成する事務事業数	本	43	45	40
	トータルコスト	千円	2,174,181	1,934,250	1,980,734
	事業費（内書き）	千円	2,094,939	1,851,652	1,889,676
	人件費（内書き）	千円	79,242	82,598	91,058

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<p>・東日本大震災（平成23年3月11日）は、震源から遠く離れた都内においても直接的な被害に加え、様々な教訓を与えた。また平成30年7月豪雨は、西日本全域に、土砂災害や、河川の決壊、家屋の倒壊など甚大な被害をもたらした。いつ発生するか分からない大地震、集中豪雨や台風など、大規模な自然災害への備えを万全にしていく必要がある。</p>	<p>・大地震における現状の被害想定では、多摩地区で最も被害が大きいとされている多摩直下地震（M7.3）において、東久留米市内では震度6弱から6強の揺れが予測され、死者数、建物の全壊棟数、避難者数等が甚大な被害となる想定である。市としては、この被害想定及び各種法令改正を考慮した地域防災計画を平成28年2月に改訂した。引き続き、各種訓練の充実、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫・拠点の整備、防災市民組織の育成、避難行動要支援者の支援体制の整備、建築物耐震化の促進など、大地震に備えた防災対策の強化充実に努めていく。</p> <p>・また、台風や集中豪雨などの激化している風水害に対しても、迅速な対応が図れるよう防災対策の強化充実に努めていく。</p>
2	<p>・犯罪白書では、刑法犯全体の認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺については増加傾向にある。特に、本市を含む田無警察署管内の特殊詐欺被害は認知数、被害額とも甚大で、なかなか減少しない。また、市内においても窃盗や侵入盗などは少なからず発生している。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けては、市民一人ひとりが防犯意識を高揚させ、地域、事業者、警察、行政が連携協力の強化充実に努めていく必要がある。</p>	<p>・市民が安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民一人ひとりが防犯意識を高めることが重要であり、広報活動や普及啓発活動を推進するとともに、地域、事業者、警察、行政の連携協力の一層の充実・強化に努めていく。また、防犯灯の整備をはじめ、公園などの公共施設における犯罪抑止策の検討などについて推進していく。</p>
3	<p>・市内の交通人身事故数は減少傾向にあるものの、自転車や高齢者が関係する事故の割合は横ばいで推移している。このため、歩道の拡幅、段差解消などの交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていくとともに、自転車の安全走行マナーの向上、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上の取り組みに努めていく必要がある。</p>	<p>・東久留米市交通安全計画に基づき、歩道の拡幅、段差解消などの交通安全に配慮した道づくりや防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備を計画的に進めていくとともに、警察や関係機関との連携強化を図り、自転車の安全走行マナーの向上、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上に向けて取り組んでいく。</p>

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・今後も、平成28年2月に改訂した東久留米市地域防災計画の着実な計画推進に取り組む。計画の着実な推進のためには、自助、共助、公助等の有機的な連携が前提であり、昨今の災害の多発による、各種法体系の変更も踏まえた災害に強いまちづくりの推進に取り組んでいく。
- ・また防犯、交通安全対策については、所管である田無警察署ほか関係機関と連携し、啓発及び対策を促進する。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	06	生活の安全・安心の向上	上位政策	住みやすさを感じるまち
施策統括課（課長名）	防災防犯課長（佐川 公行）		関連課	職員課、防災防犯課、環境政策課、福祉総務課、健康課、児童青少年課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東久留米市耐震改修促進計画、東久留米市地域防災計画、東久留米市国民保護計画、東久留米市業務継続計画、東久留米市安全・安心まちづくり推進計画、東久留米市交通安全計画		予定計画事業	地震災害に強いまちづくり、防災行政無線（固定系）デジタル化工事、防災備蓄食料等の充実、空き家等対策事業、街灯LED化事業
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが将来にわたって安全に、安心して過ごせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進める。 ・市民一人ひとりのものしりの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進める。 ・交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進する。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(06-01) 災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努める。 ・市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協働体制の確立を図る。 ・市内の自主防災組織の育成強化を図るための支援を充実する。 ・消防団の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努める。 ・地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、特定緊急輸送道路沿道をはじめ建築物の耐震化促進に向けた取り組みを充実する。 ・市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるように、洪水ハザードマップやパンフレットを配布するなど普及啓発を行う。 ・空き家などについて、事業者や土地・建物などの所有者または管理者に対して適切な管理を求めていく。 			
(06-02) 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・警察などと連携を図り、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺への対策を推進する。 ・広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努める。 ・犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援する。 ・市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努める。 ・防犯灯の整備事業を進めるとともに、公共施設における犯罪の抑止策を検討し、実施する。 			
(06-03) 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や交通弱者の安全を確保するため、歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化に取り組むとともに、防護柵、道路反射鏡、道路照明などの交通安全施設を整備し、交通事故の発生抑制に努める。 ・生活道路における安全確保のため、市民、関係機関との連携により、地域の実情にあった交通安全対策の向上を図る。 ・警察、交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進する。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	災害に対して、何らかの備えをしている市民の割合	%	66.8	62.2	62.2
2	防犯上安全であると感じている市民の割合	%	65.1	66.7	68.3
3	交通人身事故発生件数(1月～12月)	件	337	342	306
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	42	43	45
トータルコスト	千円	1,921,328	2,174,181	1,934,250
事業費（内書き）	千円	1,847,450	2,094,939	1,851,652
人件費（内書き）	千円	73,878	79,242	82,598

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	東日本大震災(平成23年3月11日)は、震源から遠く離れた都内においても直接的な被害に加え、様々な教訓を与えた。また、関東・東北豪雨(平成27年9月)は、河川の決壊や死者、全壊家屋など甚大な被害をもたらした。いつ発生するか分からない大地震、集中豪雨や台風など、大規模な自然災害への備えを万全にしていける必要がある。	大地震における現状の被害想定では、多摩地区で最も被害が大きいとされている多摩直下地震(M7.3)において、市内では震度6弱から6強の揺れが予測され、死者数、建物の全壊棟数、避難者数等が甚大な被害となる想定である。市としては、この被害想定及び各種法令改正を考慮した地域防災計画を平成28年2月に改訂した。引き続き、各種訓練の充実、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫・拠点の整備、防災市民組織の育成、避難行動要支援者の支援体制の整備、建築物耐震化の促進など、大地震に備えた防災対策の強化充実に努めていく。 また、台風や集中豪雨などの激化している風水害に対しても、迅速な対応が図れるよう防災対策の強化充実に努めていく。
02	犯罪白書では、刑法犯全体の認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺については増加傾向にある。特に、本市を含む田無警察署管内の特殊詐欺被害は認知数、被害額とも甚大で、なかなか減少しない。また、市内においても窃盗や侵入盗などは少なからず発生している。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けては、市民一人ひとりが防犯意識を高揚させ、地域、事業者、警察、行政が連携協力の強化充実に努めていく必要がある。	市民が安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民一人ひとりが防犯意識を高めることが重要であり、広報活動や普及啓発活動を推進するとともに、地域、事業者、警察、行政の連携協力の一層の充実、強化に努めていく。また、防犯灯の整備をはじめ、公園などの公共施設における犯罪抑止策の検討などについて推進していく。
03	市内の交通人身事故数は減少傾向にあるものの、自転車や高齢者が関係する事故の割合は横ばいで推移している。このため、歩道の拡幅、段差解消などの交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていくとともに、自転車の安全走行マナーの向上、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上の取り組みに努めていく必要がある。	東久留米市交通安全計画に基づき、歩道の拡幅、段差解消などの交通安全に配慮した道づくりや防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備を計画的に進めていくとともに、警察や関係機関との連携強化を図り、自転車の安全走行マナーの向上、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上に向けて取り組んでいく。

5 30年度に向けた施策方針
<p>震災、風水害の発生に備え、平成28年2月に改訂した地域防災計画の着実な推進に取り組む。計画を着実に進めていくためには、自助、共助、公助を束ねた災害に強いまちづくりの推進が必要であり、それぞれの機能が有効に発揮できるよう意識向上等各種対策に取り組む。</p> <p>また、警察等関係機関と連携し、防犯対策及び交通安全対策に向けた啓発及び対策に取り組む。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	07 生活の快適性を支えるまちづくり
上位政策	03 住みやすさを感じるまち
施策統括課	都市計画課 施策統括課長名 久保 隆義
関連課	環境政策課、都市計画課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)、道路舗装補修工事五カ年計画、(市)橋梁長寿命化修繕計画、(市)都市計画マスタープラン、(市)第二次緑の基本計画、(市)都市公園施設長寿命化計画、(市)公共下水道プラン
予定計画事業	生活道路の整備、橋梁長寿命化修繕計画、都市計画道路の整備、都市計画事業の推進、都市計画マスタープランの改定、地区計画の策定・用途地域の見直し(市街地整備事業の調査・検討)、公園施設の長寿命化 他
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図る。 ・土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
07-01 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進める。 ・だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討する。 ・電線などの地中化や歩行空間のバリアフリー化を促進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を図る。 ・「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、計画的・効果的に都市計画道路の未整備区間の整備を推進する。 ・市道改修事業については、整備の優先度を踏まえながら事業を進める。
07-02 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のまちなみや都市景観を良好なものにしていくため、建築物の用途や高さの限度などを定めることができる地区計画などの都市計画制度を活用した取り組みを進める。 ・都市計画マスタープランに即したまちづくりを進めるため、都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、市街地整備制度や地区計画などの都市計画制度を活用し、産業集積や良好な市街地の形成を図る。 ・都立六仙公園の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請する。 ・公園の整備にあたっては、周辺の環境を考慮し、特色ある公園づくりを進めるとともに、老朽化した公園遊具の修繕などを計画的に実施し、安全・安心で魅力ある公園づくりを進める。 ・生産緑地地区制度を活用し、緑地機能及び多目的保留地機能を兼ね備えた農地を保全し良好な都市環境の形成を図る。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、都市農地の果たす役割を考慮し計画的な保全に向けた方策を検討する。
07-03 交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の新設や変更について、関係機関に要望や協議を行い、路線バスの利便性向上に努める。 ・他自治体による公共交通の新しい取り組み状況などについて情報収集を行い、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境等を考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行う。 ・放置自転車については、引き続き利用者などに対し指導を行うとともに、撤去を行い、放置自転車による通行障害などの解消を図る。また、不足が懸念される自転車等駐車場については、運営について民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
07-04 公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図る。 ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、施設の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進する。 ・施設の維持管理については、従来の発生対応型から長寿命化を含めた予防保全型への転換を図るとともに、限られた財源を有効に活用すべく、優先順位や事業費の平準化を考慮した効率的な実施を図る。 ・支出と収入のバランスを考慮し、下水道施設の効率的な管理を推進することにより、安定した下水道経営を行う。 ・地方公営企業法の適用に向けて、検討・準備を行う。 ・台風や局所的な豪雨も視野に入れ雨水事業を推進し、道路冠水箇所の解消に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合	%	54.7	56.2	59.3
2	市内の道路を通行するときに危ないと思ったことがある市民の割合	%	74.2	75.4	69.2
3	市内の移動に不便を感じている市民の割合（公共施設、日常生活、医療機関）	%	47.5、36.5、-	42.3、33.5、40.8	45.1、35.0、44.9
4	雨水下水道整備率	%	13.6	13.6	13.8
5	水洗化率	%	99.5	99.5	99.5

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	66	67	64
トータルコスト	千円	2,309,198	2,487,476	2,677,571
事業費（内書き）	千円	2,052,083	2,258,844	2,432,819
人件費（内書き）	千円	257,115	228,632	244,752

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策の成果指標である「生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合」は、59.3%であり、過半数に達している一方で、「市内の道路を通行するときに危ないと思うことがある市民の割合」が、69.2%と高い。現下の厳しい財政状況のなかではあるが、都市計画道路について「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の整備を国や都の補助を活用し計画的、効率的に進めていく必要がある。現在2路線の都市計画道路整備を進めており、平成31年度までには、これらの路線の完成が見込まれる。 ・市道改修事業は、現在、補助幹線道路（南沢通り）の拡幅に向け用地取得を進めている。 ・市道利用者が安全に利用するため、適切に補修等の維持管理を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備事業は、多額の事業費を要することから、国や都の交付金と補助金を最大限活用し、後年度負担にも注意を払いつつ、計画的な事業展開に努める。都市計画道路については、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の計画的、効率的な整備に向け、東京都等の関係機関との協議調整を進め、着実に事業化を図り、事業を推進していく。また、市道改修事業は、事業中路線の事業促進に努めるとともに都市計画道路の整備による事業効果等を踏まえ、次期整備路線の検討を進めていく。 ・市道現道部における補修等については、道路舗装補修計画等に基づき、都の交付金等を活用し計画的に実施していく。また、避難所周辺の啓開道路を中心に路面下空洞調査を計画的に実施し、道路陥没を未然に防止していくことや5年毎の橋梁の法定点検の実施結果を踏まえ、計画的に橋梁の長寿命化対策を図るなど、道路の安全性を高めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・神宝町地区の東村山都市計画道路3・4・20号線の沿道については、平成29年度に地区計画及び用途地域等の都市計画決定等を行った。また、事業化の準備を進めている本町、小山及び幸町地区の同3・4・13号線及び3・4・21号線の沿道については、現在地区計画の策定等に向けた調査検討を行っているところであるが、当該地区内には木造住宅が密集している地域があるため、周辺環境と調和した土地利用の誘導のほか、防災性の向上等についても検討を行う必要がある。 ・平成29年5月の生産緑地法等の改正を踏まえ、緑地機能を持つ農地の計画的な保全を進めるため、平成30年度に面積要件緩和の条例施行や再指定を可能とする指定基準の改正等、生産緑地制度の見直しを行った。また、特定生産緑地の指定に向け、現在指定方法等の検討を進めている。 ・現在、市民1人当たりの公園面積は、近隣の市に比べ少ないが、都立六仙公園の整備により、市内の公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる促進が求められている。また、公園の老朽化した遊具等の施設の維持管理については、計画的に取り組むことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東村山都市計画道路3・4・13号線等の沿道については、地区計画の策定及び用途地域等の変更により、周辺環境と調和した良好なまちなみの形成を図るとともに、防災性の向上等を図る土地利用を誘導するための検討を進めていく。 ・生産緑地地区については、面積要件緩和や特定生産緑地の指定等、新たな生産緑地制度を活用し、緑地機能を持つ農地の計画的な保全を図るなど、良好な都市環境の形成に努めていく。 ・都市計画マスタープランについては、平成33年度末の改定に向け、平成31年度から改定作業に着手する。 ・都市公園の老朽化した公園遊具等について、公園施設長寿命化対策事業により計画的に修繕を実施し、安全・安心な魅力ある公園づくりの取り組みを進める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・交通環境の充実に関する成果指標である「市内の移動に不便を感じている市民の割合」は、公共施設への移動は、45.1%、日常生活においては、35.0%、医療機関への移動は、44.9%となっており、都市計画道路等の新たな道路整備に伴っての路線の拡充について、引き続き要望や協議を行っていく必要がある。地域公共交通の充実に向け、他自治体によるデマンド型交通方式への取り組み調査を進め、東久留米市に適したデマンド型交通方式の検討を進めている。 ・現在の市営自転車等駐車場は、東久留米駅周辺に6箇所確保しているが、全てが借地で運営しており、必ずしも安定的とは言えない運営状況である。そのため、平成28年度に駅周辺の自転車等の利用実態の調査・分析等を行い、東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画等に位置付けられた駅周辺の自転車利用環境の考え方を具体化し、平成30年3月に策定された「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、平成33年度からの駅西側の施設整備に向けた取り組みを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通については、路線バスの利便性の向上に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う。また、短期的な施策として、交通弱者といわれる子育て世帯、高齢者を対象としたデマンド型交通方式の導入に向けた取り組みを進め、地域公共交通の充実に努めていく。 ・放置自転車等対策については、引き続き自転車等の放置禁止の啓発や指導を行うとともに、放置自転車等の撤去による道路の通行障害の解消に努める。自転車等駐車場運営事業については、「東久留米市駅周辺自転車等整備計画」を踏まえ、平成33年度から予定している駅西側からの自転車等駐車場の整備に向けて本年度から都市計画決定、事業認可取得、用地確保の取り組みを進め、これら整備費に係る費用については、特定財源として国の交付金や都の補助金を活用するとともに都市計画税充当事業として進めていく。また、事業運営については、民間事業者の参入の可能性等も考慮したより良い事業手法の導入に向けた検討を実施していく。

4 基本事業について (4~5)

4 基本事業について (4~5)	
	31年度に向けた方向性
4	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道（雨水）事業については、これまでも雨水整備を継続的に進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れているが、現在の整備率は、13.8%であり、公共下水道（雨水）未整備地域の比率は高い状況にある。また、近年の都市化の進行に伴う保水等機能の低下もあり、台風や局所的豪雨により道路冠水等は増加傾向にあるため、引き続き公共下水道（雨水）整備を進めていく必要がある。 ・一方、雨水整備に要する費用は汚水の整備と比較し管径等の施設規模が大きくなることから、膨大な費用と整備期間を要するため、計画的かつ効率的に冠水対策を図っていく必要がある。 ・下水道事業は、限られた収入の下で安定的かつ継続的なサービスの提供を求められていることから、平成32年度までに公営企業会計へと移行していく必要がある。
5	<p>31年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の局所的豪雨等により発生する道路冠水等に対応する公共下水道（雨水）事業は、多額の事業費と長期の事業期間を要することから、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。 ・下水道施設を一体的に捉え、当該施設の老朽化に対応する長寿命化を進め、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的とした「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的な改築等により、下水道施設の長寿命化に向けた取り組みを継続的に進めていく。 ・下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現を目指し、平成32年度からの民間企業と同様の公営企業会計の適用に向け、公営企業会計システムの構築を進める。

5 31年度に向けた施策方針

<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備や市道の改修・補修は、国や都の補助制度等を活用するとともに、事業費の平準化を念頭に経費節減に努め計画的、効率的に事業を進めていく。 ・都市計画道路の整備に合わせ、地区計画等の検討を進める。また、良好な都市環境の形成を図るため、特定生産緑地の指定に向けた準備を行う。 ・地域公共交通については、路線バスの利便性の向上に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う。また、短期的な施策として、交通弱者を対象としたデマンド型交通方式の導入に向けた取り組みを進め、地域公共交通の充実に努めていく。 ・自転車等駐車場運営事業は、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、駅西側からの施設整備に向けた取り組みを進める。また、民間事業者の参入の可能性等も考慮したより良い事業手法の導入に向けた検討等の取り組みを進めていく。 ・公共下水道（雨水）事業は、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。また、当該事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、公営企業会計への移行手続を進めていく。
--

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	上位政策	住みやすさを感じるまち
施策統括課（課長名）	都市計画課長（吉川 雅継）		関連課	環境政策課、都市計画課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、道路舗装補修工事五カ年計画、東久留米市橋梁長寿命化修繕計画、東久留米市都市計画マスタープラン、東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市都市公園施設長寿命化計画、東久留米市公共下水道プラン		予定計画事業	生活道路の整備、橋梁長寿命化修繕計画、都市計画道路の整備、都市計画事業の推進、都市計画マスタープランの改定、地区計画の策定・用途地域の見直し（市街地整備事業の調査・検討）、公園施設の長寿命化、公園用地の確保・整備、地域公共交通の充実、自転車等駐車場の恒久的な確保、下水道施設の改築・更新、浸水（雨水）対策、地方公営企業法適用
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図る。 ・土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努める。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(07-01) 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進める。 ・だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討する。 ・電線などの地中化や歩行空間のバリアフリー化を促進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を図る。 ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的・効果的に都市計画道路の未整備区間の整備を推進する。 ・市道改修事業については、整備の優先度を踏まえながら事業を進める。 			
(07-02) 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のまちなみや都市景観を良好なものにしていくため、建築物の用途や高さの限度などを定めることができる地区計画などの都市計画制度を活用した取り組みを進める。 ・都市計画マスタープランに即したまちづくりを進めるため、都市基盤整備や大規模団地の建替に合わせ、市街地整備制度や地区計画などの都市計画制度を活用し、産業集積や良好な市街地の形成を図る。 ・都立六仙公園の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請する。 ・公園の整備にあたっては、周辺の環境を考慮し、特色ある公園づくりを進めるとともに、老朽化した公園遊具の修繕などを計画的に実施し、安全・安心で魅力ある公園づくりを進める。 ・生産緑地地区制度を活用し、緑地機能及び多目的保留地機能を兼ね備えた農地を保全し良好な都市環境の形成を図る。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり取り出しが可能となる平成34年を見据え、都市農地の果たす役割を考慮し計画的な保全に向けた方策を検討する。 			
(07-03) 交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の新設や変更について、関係機関に要望や協議を行い、路線バスの利便性向上に努める。 ・他自治体による公共交通の新しい取り組み状況などについて情報収集を行い、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境等を考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行う。 ・放置自転車については引き続き、利用者などに対し指導を行うとともに、撤去を行い、放置自転車による通行障害などの解消を図る。また、不足が懸念される自転車等駐車場については、運営について民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努める。 			
(07-04) 公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図る。 ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、施設の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進する。 ・施設の維持管理については、従来の発生対応型から長寿命化を含めた予防保全型への転換を図るとともに、限られた財源を有効に活用すべく、優先順位や事業費の平準化を考慮した効率的な実施を図る。 ・支出と収入のバランスを考慮し、下水道施設の効率的な管理を推進することにより、安定した下水道経営を行う。 ・地方公営企業法の適用に向けて、検討・準備を行う。 ・台風や局所的な豪雨も視野に入れ雨水事業を推進し、道路冠水箇所の解消に努める。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合	%	53.1	54.7	56.2
2	市内の道路を通行するときに危ないと思ったことがある市民の割合	%	75.8	74.2	75.4
3	市民が移動に不便を感じている割合	%	公共施設～44.3 日常生活において36.2	公共施設～47.5 日常生活において36.5	公共施設～42.3 日常生活において33.5 医療機関～40.8
4	雨水下水道整備率	%	13.4	13.6	13.6
5	水洗化率	%	99.5	99.5	99.5

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	65	66	67
トータルコスト	千円	2,576,758	2,309,198	2,487,476
事業費（内書き）	千円	2,355,163	2,052,083	2,258,844
人件費（内書き）	千円	221,595	257,115	228,632

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<ul style="list-style-type: none"> 本施策の成果指標である「生活に必要な道路や公園が整っている市民の割合」は、56.2%であり、半数を超えているが、「市内の道路を通行するときに危ないと思うことがある市民の割合」は、75.4%と高い。現下の厳しい財政状況のなかであるが、平成28年度からの10年間の第四次事業化計画である「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、国や都の補助を活用しつつ引き続き道路整備事業を進めていく必要がある。都市計画道路整備は、現在2路線の整備を進めており、平成30年度迄には、これらの路線の完成が見込まれる。 市道改修事業は、現在、補助幹線道路の1路線の拡幅改善整備を進めている。 市道を利用者が安全に利用するために適切に補修等の維持管理を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備事業は、多額の事業費を要することから国や都の交付金と補助金を最大限活用し、後年度負担にも注意を払いつつ、計画的な事業展開に努める。都市計画道路については、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に位置づけられた優先整備路線の計画的かつ効果的な整備に向け、東京都等の関係機関との協議調整を進め、着実に事業化を図り、事業を推進していく。また、市道改修事業は、事業中路線の事業促進に努めるとともに都市計画道路の整備進捗等に合わせ事業効果等を踏まえ、次期整備路線の検討を進めていく。 市道現道部における補修等については、道路舗装補修計画等に基づき都の交付金等を活用し計画的に実施していく。なお、平成29年度より実施している路面下空洞調査を避難所周辺の啓開道路を中心に計画的に実施し道路の安全性を高めていく。
02	<ul style="list-style-type: none"> 現在、柳窪一、五丁目目で整備中の東村山都市計画道路3・4・5号線の沿道について、当該地区のまちづくりを進めるため、平成28年度に地区計画及び用途地域等の都市計画決定等を行った。また、現在、神宝町一、二丁目地内で整備中の同3・4・20号線の沿道については、地区計画及び用途地域等の都市計画決定等の手続きを進めている。 現在、市民一人当たりの公園面積は、近隣の市に比べ少ないが、都立六仙公園の整備により市内の公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる促進が求められている。また、公園の老朽化した遊具等の施設の維持管理については、計画的に取り組むことが必要である。なお、平成28年度に神山堂阪公園の全面改修工事を実施した。 緑地機能を持つ農地の計画的な保全を進めるために、現行の生産緑地制度の見直しの検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、整備中である東村山都市計画道路3・4・20号線は、全線、供用開始されることにより市東部地域から駅方面への交通アクセス性の向上と沿道周辺地域や駅周辺地域の活性化が期待されていることから、当該路線沿道の地区計画及び用途地域等の都市計画により、周辺環境と調和した良好なまちなみの形成を図るとともに、沿道地区の建物の不燃化や住商複合地としての土地利用の誘導に努めていく。 都市公園の老朽化した公園遊具等を公園施設長寿化対策事業により計画的に修繕を実施し、安全・安心な魅力ある公園づくりの取り組みを進める。 生産緑地地区については、改正された生産緑地法や都市計画運用指針にのっとり面積要件緩和や再指定等を含めた新たな生産緑地制度により緑地機能を持つ農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に努めていく。
03	<ul style="list-style-type: none"> 交通環境の充実に関する成果指標である「市内の移動に不便を感じている市民の割合」は、公共施設への移動は、42.3%、日常生活においては、33.5%、医療機関への移動は、40.8%となっており、既存のバス路線の一部ルート変更や都市計画道路等の新たな道路整備に伴っての路線の拡充について、引き続き要望や協議を行っていく必要がある。地域公共交通の充実に向けて他自治体による新たな取り組みの調査を進め様々な手法について幅広い視野を持って検討を進めている。 自転車等駐車場運営事業については、市が管理する駐車場用地の全てが借地であるため税の変動による土地賃借料の増加や地権者の土地有効活用から土地の返還と施設の開設により、その都度、臨時的な歳出の増加が発生している。また、自転車等駐車場整備事業については、官民の役割分担のもと駐車需要に応じた恒久的な施設整備が求められており、駅周辺の自転車等の利用実態の調査、分析等を実施するとともに、施設整備に向けた検討を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通については、路線バスの利便性の向上に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う。また、短期的な施策として、交通弱者といわれる子育て世帯、高齢者を対象としたデマンド型交通方式の導入に向けた取り組みを進め、公共交通の充実を図っていく。 放置自転車等対策については、引き続き自転車等の放置禁止の啓発や指導を行うとともに、放置自転車等の撤去による道路の通行障害の解消に努める。自転車等駐車場運営事業については、使用料等の改正の周知に努め、引き続き適切な事業運営に努めていく。自転車等駐車場整備事業については、官民の役割分担を考慮し、民間活力を視野に入れ、駐車需要に対応した恒久的な施設整備に向けた取り組みを進めていく。
04	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道（雨水）事業については、これまで雨水管渠整備を継続的に進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が見れているが、現在の整備率は、13.6%であり、公共下水道（雨水）未整備地域の比率は高い状況にある。また、近年の都市化の進行に伴う保水等機能の低下もあり台風や局所的豪雨により道路冠水等は増加傾向にあるため、引き続き公共下水道（雨水）整備を進めていく必要がある。一方で、雨水整備に要する費用は汚水の整備と比較し管径等の施設規模が大きくなることから、膨大な費用と整備期間を要するため計画的かつ効率的に冠水対策を図っていく必要がある。また、下水道事業は、限られた収入のもとで安定的かつ継続的なサービスの提供を求められていることから、平成32年度までに公営企業会計へと移行していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の局所的豪雨等により発生する道路冠水等に対応する公共下水道（雨水）事業は、多額の事業費と長期の事業期間を要することから、計画的かつ効率的に整備を進めるための事業計画等の策定に向け検討を進めていく。 下水道施設の老朽化に対応する長寿化を進めるため、下水道施設を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図り計画的に改築等に努め管渠の長寿化に向けた取り組みを継続的に進めていく。 下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現を目指し、民間企業と同様の公営企業会計の平成32年度からの適用に向け公営企業会計システムの構築を進める。

5 30年度に向けた施策方針
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備や市道の改修・補修は、国や都の補助制度を活用するとともに、事業費の平準化を念頭に経費節減に努め効率的に事業を進めていく。 生産緑地地区については、改正された生産緑地法や都市計画運用指針にのっとり面積要件緩和や再指定等を含めた新たな生産緑地制度により緑地機能を持つ農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に努めていく。 地域公共交通については、路線バスの利便性の向上に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う。また、短期的な施策として、交通弱者といわれる子育て世帯、高齢者を対象としたデマンド型交通方式の導入に向けた取り組みを進め、公共交通の充実を図っていく。 自転車等駐車場運営事業は、使用料等の改正の周知に努め、引き続き適切な事業運営に努めていく。また、当該事業は、官民の役割分担を考慮し民間活力を視野に入れ駐車需要に対応した恒久的な施設整備に向けた取り組みを進めていく。 公共下水道（雨水）事業は、計画的かつ効率的に整備を進めるための事業計画等の策定に向け検討を進める。また、当該事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため公営企業会計への移行手続きを進めていく。

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

基本目標

～健康で幸せにすごせるまち～

基本的な施策

1. 高齢者福祉の推進
2. 障害者福祉の推進
3. 健やかな生活を支える保健医療の推進

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)			
施策名	08 高齢者福祉の推進		
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち		
施策統括課	介護福祉課	施策統括課長名	傳 智則
関連課	福祉総務課、介護福祉課		
関連する個別計画等	東久留米市地域福祉計画(第3次改定版)、第7期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		
予定計画事業	新たな支え合いの構築、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進		
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住み慣れた地域社会で安心して生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域社会などとの協働により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図る。 ・介護が必要な状態となっても、支援を必要としている本人やその家族が安心して暮らせるよう社会全体で支え合う仕組みを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図る。 		
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性		
08-01 地域福祉基盤の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな生活課題への対応に取り組み、地域福祉の推進を図る。 ・市民が福祉への意識・関心を高め、新たな支えあいの仕組みづくりを理解してもらうため、ボランティアや自治会活動、地域交流などの活性化を図る。 ・身近な地域でつなぐ仕組みづくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを段階的に配置し、市民、関連機関、市が連携し、参画の機会・経験を積み、市と市民が協働しながら、地域社会のさまざまな福祉課題の解決に努める。 ・民生・児童委員の担い手の確保、活動の充実に向けた取り組みを推進する。 		
08-02 交流の場と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスと地域団体、ボランティア、NPOなどによる地域福祉活動相互の結びつきを深め、地域の高齢者を始めとする市民一人ひとりが参画できるよう、地域のネットワークづくり・地域づくりを進める。 ・高齢者自身が地域社会を支える存在や担い手として、社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。 ・関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークを形成し、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制を推進する。 		
08-03 自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域で生活する高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターを連携拠点として地域包括ケアシステムの充実に努める。 ・介護予防対象者を早期に把握し、要支援などになるおそれが高い介護予防対象者に対しては、介護予防ケアマネジメントを行うなど、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」の充実に努める。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、地域住民や関係機関、民間企業と連携して、多様なサービスの提供体制づくりを推進する。 		

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
08-04 介護保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険サービスの充実に取り組む。 ・第7期介護保険事業計画に基づき、世帯非課税低所得者の保険料軽減を行うなど、利用者負担の見直しを適切に行う。施設及び居宅サービスは、生活圏域に配慮して適正に事業者の誘導を行う。 ・地域住民や自治会などと連携し、介護予防事業への参加の促進と介護予防の意識を高める環境づくりに努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	民間福祉サービス提供団体数	団体	9	9	8
2	要介護認定率（高齢者人口に占める要介護認定者数の割合）	%	16.3	16.7	16.9
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	52	51	48
トータルコスト	千円	7,719,974	7,893,113	8,530,933
事業費（内書き）	千円	7,572,322	7,751,929	8,409,513
人件費（内書き）	千円	147,652	141,184	121,420

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援に欠かせない存在の民生・児童委員の欠員が定数の3割程度となり、地域福祉基盤の育成、強化に向けての課題となっている。 ・地域での身近な相談支援や関係機関とのネットワークづくりなど、地域を「つなぐ」役割を果たす仕組みとしての地域福祉コーディネーター配置事業を行っており、地域の「つながり」と「支え」を進めていくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員については、一斉改選年度を迎えることから、引き続きその役割を担う方の確保のため、常時適任者に関する情報を収集し、適任者を推薦できるよう取り組む。 ・平成29年度に地域福祉コーディネーター配置事業の検証を行い、これを踏まえて、市内の西部地域において、福祉制度の狭間に置かれた方への個別支援（平成30年度から実施）を引き続き実施していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が28%を超え、稼働年齢層を中心とする世代が高齢者世代を支えるという従来のスタイルの維持が困難となっている。 ・今後は高齢者同士の支え合いや次世代育成にもつながる世代間交流による支え合いが求められる。 ・高齢者自らが社会参加の機会を増やしていく仕組みづくりが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者の方には、地域社会を支える担い手として、社会活動や地域社会に参加できるよう支援していく。 ・また、そのために自治会や協働に取り組む市民活動団体との連携が図れるよう、機会の提供をする。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者や、要介護・要支援認定者の増加に伴い、住まい、介護予防、生活支援などを一体的に提供する、「地域包括ケアシステム」を深化していくことが課題となっている。 ・住民主体の地域の支えあいなどの円滑な実施が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・日常生活支援総合事業」に継続して取り組むとともに、引き続き「在宅医療と介護の連携推進」、「認知症施策」などの諸課題に取り組み、地域包括ケアシステムの深化に努める。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）認定者数は5,663人（前年度比5.3%増）、保険給付費は7,649百万円（前年度比5.1%増）となっている。 ・給付費は計画の範囲内であるが、引き続き、給付費の適正化などの取り組みが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から3か年の計画である、第7期介護保険事業計画に基づき、事業の進捗の把握と計画の達成に向けた運営に努める。
5			

5 31年度に向けた施策方針

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して暮らせる地域社会とするため、地域福祉計画（第3次改定）を推進し、引き続き、「新たな支え合い」の構築を図っていく。 ・地域包括ケアシステムの構築に努めながら、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って高齢者福祉施策を進めていく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	08	高齢者福祉の推進	上位政策	健康で幸せにすごせるまち
施策統括課（課長名）	介護福祉課長（傳 智則）		関連課	福祉総務課、介護福祉課
関連する個別計画等	東久留米市地域福祉計画(第3次改定版)、第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		予定計画事業	新たな支え合いの構築、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住み慣れた地域社会で安心して生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域社会などとの協働により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図る。 ・介護が必要な状態となっても、支援を必要としている本人やその家族が安心して暮らせるよう社会全体で支え合う仕組みを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図る。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(08-01) 地域福祉基盤の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな生活課題への対応に取り組み、地域福祉の推進を図る。 ・市民が福祉への意識・関心を高め、新たな支えあいの仕組みづくりを理解してもらうため、ボランティアや自治会活動、地域交流などの活性化を図る。 ・身近な地域でつなぐ仕組みづくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを段階的に配置し、市民、関連機関、市が連携し、参画の機会・経験を積み、市と市民が協働しながら、地域社会のさまざまな福祉課題の解決に努める。 ・民生・児童委員の担い手の確保、活動の充実に向けた取り組みを推進する。 			
(08-02) 交流の場と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスと地域団体、ボランティア、NPOなどによる地域福祉活動相互の結びつきを深め、地域の高齢者を始めとする市民一人ひとりが参画できるよう、地域のネットワークづくり・地域づくりを進める。 ・高齢者自身が地域社会を支える存在や担い手として、社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。 ・関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークを形成し、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制を推進する。 			
(08-03) 自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域で生活する高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターを連携拠点として地域包括ケアシステムの充実に努める。 ・介護予防対象者を早期に把握し、要支援などになるおそれが高い介護予防対象者に対しては、介護予防ケアマネジメントを行うなど、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」の充実に努める。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、地域住民や関係機関、民間企業と連携して、多様なサービスの提供体制づくりを推進する。 			
(08-04) 介護保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険サービスの充実に取り組む。 ・第6期介護保険事業計画に基づき、世帯非課税低所得者の保険料軽減を行うなど、利用者負担の見直しを適切に行う。施設及び居宅サービスは、生活圏域に配慮して適正に事業者の誘導を行う。 ・地域住民や自治会などと連携し、介護予防事業への参加の促進と介護予防の意識を高める環境づくりに努める。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	民間福祉サービス提供団体数	団体	9	9	9
2	要介護認定率(高齢者人口に占める要介護認定者数の割合)	%	15.7	16.3	16.8
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	48	52	51
トータルコスト	千円	7,480,088	7,719,974	7,893,113
事業費（内書き）	千円	7,329,591	7,572,322	7,751,929
人件費（内書き）	千円	150,497	147,652	141,184

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援に欠かさない存在の民生・児童委員の欠員が定数の3割程度となり、地域福祉基盤の育成、強化に向けての課題となっている。</p> <p>地域での身近な相談支援や関係機関とのネットワークづくりなど、地域を「つなぐ」役割を果たす仕組みとしての地域福祉コーディネーター配置事業を行っており、地域の「つながり」と「支え」を進めていくことが課題である。</p>	<p>民生・児童委員については、年齢要件による退任もあるため、一斉改選時だけでなく、常時適任者に関する情報を収集し、適任者を推薦できるよう取り組む。</p> <p>29年度に左記事業の検証を行い、これを踏まえて今後の事業を展開していく。</p>
02	<p>高齢化率が27%を超え、稼働年齢層を中心とする世代が高齢者世代を支えるという従来のスタイルの維持が困難となっている。</p> <p>今後は高齢者同士の支え合いや次世代育成にもつながる世代間交流による支え合いが求められる。</p> <p>高齢者自らが社会参加の機会を増やしていく仕組みづくりが必要となる。</p>	<p>元気な高齢者の方には、地域社会を支える担い手として、社会活動や地域社会に参加できるよう支援していく。</p> <p>また、そのために自治会や協働に取り組む市民活動団体との連携が図れるよう、機会の提供をする。</p>
03	<p>一人暮らしの高齢者や要介護（要支援）認定者の増加に伴い、住まい、介護予防、生活支援などを一体的に提供する、地域包括ケアシステムを構築していくことが課題となっている。</p> <p>住民主体の地域の支え合いなどの円滑な実施が課題となっている。</p>	<p>新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を継続させるとともに、引き続き、「在宅医療と介護の連携」、「認知症施策」などの諸課題に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に努める。</p>
04	<p>要介護（要支援）認定者数は5,381人（前年度比4.6%増）、保険給付費は7,257百万円（前年度比2.8%増）となっている。</p> <p>給付費は計画の範囲内であるが、引き続き、給付費の適正化などの取り組みが求められる。</p>	<p>30年度から3か年の計画である、第7期介護保険事業計画に基づき、事業の進捗の把握と計画の達成に向けた運営に努める。</p>

5 30年度に向けた施策方針	
<p>高齢者が安心して暮らせる地域社会とするため、地域福祉計画（第3次改定）を推進し、引き続き、「新たな支え合い」の構築を図っていく。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの構築に努めながら、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って高齢者福祉施策を進めていく。</p>	

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	09 障害者福祉の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	障害福祉課 施策統括課長名 後藤 寿之
関連課	障害福祉課
関連する個別計画等	東久留米市障害者計画、第5期東久留米市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画、東久留米市地域福祉計画(第3次改定版)
予定計画事業	障害者計画・障害福祉計画の推進
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
09-01 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念をより浸透するため、啓発活動を推進する。 ・障害者及び難病者などが、福祉サービスを活用しながら、地域で自立して生活できるよう支援する。 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民等への周知、意識啓発に努める。 ・地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、第4期(平成27~29年度)及び第5期(平成30~32年度)障害福祉計画の施策の評価・進行管理などを実施する。
09-02 日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解の周知・啓発を図り、一般就労(企業就労)・就労継続に向けた支援をハローワークなどの関係機関とともに推進する。 ・就労支援室の活動を通じて、一般企業への就職と定着を総合的に支援する。 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつなげる支援を行う。 ・身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障害者の社会活動への参加を促進する。
09-03 障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や発達検診の実施により、障害児(発達障害を含む)の早期発見・療育を推進する。 ・わかさ学園発達相談室と子ども家庭支援センターや教育関係機関など、障害児本人を基本に、必要に応じてその家族などに対する相談を行い、切れ目のない支援体制に努める。 ・第1期障害児福祉計画に基づき、市がこれまで実施してきた療育及び相談活動を活用し、地域支援に努めていく。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	福祉施設から一般就労への移行者数	人	10	13	15
2	施設入所支援サービス利用者数	人	90	92	94
3	共同生活援助サービス利用者数	人	124	126	128
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	54	52	50
トータルコスト	千円	3,522,740	3,666,240	3,888,805
事業費（内書き）	千円	3,366,446	3,489,303	3,694,914
人件費（内書き）	千円	156,294	176,937	193,891

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を支えるためには、障害者自らの自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが必要である。日常生活の支援において、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、障害福祉サービスを提供しているが、障害者だけでなく、難病患者等へのサービス提供に向け、積極的かつ丁寧に生活状況の聴取を行っている。 ・親なき後を見据えた対策として、特に知的障害者のニーズが高いグループホームについては、平成30年3月策定の第5期障害福祉計画に沿って整備を進める必要がある。 ・医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成により、経済的負担を軽減するように支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援サービス、児童系サービスについては、障害当事者や障害者団体の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業所の代表からなる「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を点検・評価してきた。これらを踏まえた第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に基づき、障害者等を地域社会で支える仕組みを実現できるよう努める。 ・市民に対し、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について、その制度・内容と、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮の周知を図るため、障害等に関する啓発事業を実施する。 ・民間企業と連携した就労支援の仕組みを検討していくとともに、事業所の強みを活かした業務展開を図る。 ・現在実施している施策や制度についても、実情に合わせた見直しを検討していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の支援においては、就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障害者の就労意欲の向上と一般就労促進を図る必要がある。また、障害者の社会参加実現には、地域との交流を図りながら進めていくことが大切である。障害特性の理解に向け、意識啓発とその周知が求められる。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」が中核的施設としての役割を担っている。また、市役所でも実習生の受け入れを行い、協力企業と共に一般就労に向けての支援を行っている。東久留米市障害者優先調達推進方針については、障害者就労施設等からの物品等の調達を増やすように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことは自己実現と社会参加において重要な要素であり、努力による自己の向上は生きがいにつながる。障害特性、状態により、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労の充実に向け支援していく。 ・市内事業者障害者雇用に係るセミナー等を実施し、一般就労の促進を図る。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・わかさ学園は、公設公営の療育施設として、35名の通園者への療育を行っている。また、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談を受け付けている。 ・発達相談室は親子療育をはじめ、18歳までの障害児相談支援事業所として、サービス利用計画を作成しており、小中学校、特別支援学校及び教育相談室との連携体制をとり、市内全域の学齢期の児童の相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期障害児福祉計画により、現在の取り組み状況の確認や見直しなどについて、地域自立支援協議会の意見を参考にしながら検討していく。 ・医療的ケア等、特別な配慮が必要な園児の入園が増加していくことが想定されることから、どこまで対応できるのか、また、どう対応すべきかについて、整理していく。 ・療育の充実を図るため、健康課、教育相談室、学校、幼稚園、保育所等、他施設・関係機関との連携を一層進め、市内全域の障害児支援とその対応について検討していく。 ・切れ目のない支援の実施に向け、国の指針に基づく児童発達支援センター機能を考慮に入れた、本市における「地域支援体制の構築」「障害児相談支援の提供体制の確保」について、検討していく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・平成31年度は第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の2年目となるが、毎年度実施している障害福祉サービス支給等の状況についての評価・見直しを行ない、その結果に基づき適正に実施していく。加えて障害児支援に係る提供体制等（児童発達支援センター機能）について検討を進めていく。現状分析と課題の確認に努め、計画内容を実行していく。
- ・「東久留米市地域自立支援協議会」における活発な協議・活動を支援し、障害等にかかる意識啓発、就労支援の充実及び各種制度の見直し検討について、それぞれ実施していく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	09	障害者福祉の推進	上位政策	健康で幸せに過ごせるまち
施策統括課（課長名）	障害福祉課長（後藤 寿之）		関連課	障害福祉課
関連する個別計画等	東久留米市障害者計画、第4期東久留米市障害福祉計画、東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）		予定計画事業	障害者計画・障害福祉計画の推進
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(09-01) 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念をより浸透するため、啓発活動を推進する。 ・障害者及び難病者などが、福祉サービスを活用しながら、地域で自立して生活できるよう支援する。 ・公共施設などのバリアフリー化を推進し、障害者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策の充実を図る。 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民等への周知、意識啓発に努める。 ・地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、第4期及び第5期障害福祉計画の施策の評価・進捗管理などを実施する。 			
(09-02) 日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解の周知・啓発を図り、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワークなどの関係機関とともに推進する。 ・就労支援室の活動を通じて、一般企業への就職と定着を総合的に支援する。 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつながる支援を行う。 ・身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障害者の社会活動への参加を促進する。 			
(09-03) 障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や発達検診の実施により、早期の障害児（発達障害を含む）療育を推進する。 ・わかさ学園発達相談室と、子ども家庭支援センターや教育関係機関など、障害児だけでなく、その家族などに対する切れ目のない相談支援体制をめざしていく。 ・わかさ学園を療育活動及び相談支援の拠点として、地域との交流に努めていく。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	福祉施設から一般就労への移行者数	人	14	10	13
2	施設入所支援サービス利用者数	人	96	90	92
3	共同生活援助サービス利用者数	人	105	124	126
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	53	54	52
トータルコスト	千円	3,246,240	3,522,740	3,666,240
事業費（内書き）	千円	3,082,988	3,366,446	3,489,303
人件費（内書き）	千円	163,252	156,294	176,937

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を支えるためには、障害者自らの自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが必要である。日常生活の支援において、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、障害福祉サービスを提供しているが、障害者だけでなく、難病患者等へのサービス提供に向け、積極的かつ丁寧に生活状況の聴取を行なっている。 ・親なき後を見据えた対策として、特に知的障害者のニーズが高いグループホームについては、平成27年3月策定の第4期障害福祉計画に沿って整備を進めている。 ・医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成により、経済的負担を軽減するように支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援サービス、児童系サービスについては、障害当事者や障害者団体の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業所の代表からなる「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を点検・評価してきた。これらを踏まえた第5期障害福祉計画に基づき、障害者等を地域社会で支える仕組みを実現する。 ・市民に対して障害者差別解消法の制度や「社会的障壁の除去のための合理的配慮」の周知、障害に関する啓発事業を実施する。 ・民間企業と連携した就労支援の仕組みを検討していくとともに、事業所の強みを活かした業務展開を図る。 ・現在実施している施策や制度についても、実情に合わせた見直しを検討していく。
02	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の支援においては、就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障害者の就労意欲の向上と一般就労促進を図る必要がある。また、障害者の社会参加実現には、地域との交流を図りながら進めていくことが大切である。障害特性の理解に向け、意識啓発とその周知が求められる。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」が中核的施設としての役割を担っている。また、市役所でも実習生の受け入れを行い、協力企業と共に一般就労に向けての支援を行っている。東久留米市障害者優先調達推進方針については、障害者就労施設等からの物品等の調達を増やすように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことは自己実現と社会参加において重要な要素であり、努力による自己の向上は生きがいにつながる。障害特性、状態により、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労の充実に向け支援していく。 ・市内事業者に障害者雇用に係るセミナー等を実施し、一般就労の促進を図る。
03	<ul style="list-style-type: none"> ・わかき学園は、公設公営の療育施設として、35名の通園者への療育を行っている。また、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談を受け付けている。発達相談室での「ひよこ」「きりん」グループでの療育指導をはじめ、18歳までの障害児相談支援事業所として、サービス利用計画を作成している。 ・発達相談室では、小中学校、特別支援学校、及び教育相談室との連携体制をとり、市内全域の学齢期の児童の相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉計画に係る国の基本方針に基づき、現在の取り組み状況の確認や見直しなどについて、東久留米市地域自立支援協議会の意見を参考にしながら検討していく。 ・医療的ケア等が必要な園児の入園が増加していくことが想定されることから、どこまで対応できるのか、また、対応すべきかについて、整理していく。 ・療育の充実を図るため、健康課、教育相談室、学校、幼稚園、保育所等、他施設・関係機関との連携を一層進め、市内全域の障害児支援とその対応について検討していく。

5 30年度に向けた施策方針
<p>30年度は、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定1年目となる。これまで行ってきたPDCA評価と、障害児支援に係る提供体制等について検討を進めていく。現状分析と課題の確認に努め、計画内容を実行していく。</p> <p>また、「東久留米市地域自立支援協議会」の発展を支援し、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定、「障害者差別解消法」の意識啓発の推進、就労支援の充実、及び各種制度の見直し検討について、それぞれ実施していく。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	10 健やかな生活を支える保健医療の推進
上位政策	04 健康で幸せにすごせるまち
施策統括課	健康課 施策統括課長名 遠藤 毅彦
関連課	福祉総務課、健康課、保険年金課
関連する個別計画等	(都)保健医療計画、(都)北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン、(市)地域福祉計画(第3次改定版)、(市)健康増進計画(第2次)、(市)第2期国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画、(市)国民健康保険データヘルス計画
予定計画事業	健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ(第2次)」の推進、健康増進・サポート事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが健康でいきいきとした生活を続けられるよう、各種健診や健康増進のための保健事業を促進し、市民が自ら行う健康づくりを積極的に支援するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療サービスの充実に努める。 ・医療保険制度、生活保護などの適正な運営に努め、市民生活の安定と自立の促進を図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
10-01 保健医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化、多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供するため、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図る。 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会とともに、医療に関する情報提供の充実に努め、身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図る。
10-02 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を市民と協働で推進する。 ・予防接種事業の法定化などの動向に注視し、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努める。 ・心の健康に関する正しい知識の普及と、相談窓口などの情報提供を行う。
10-03 医療保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう、情報提供に取り組むとともに、財政の安定化のために、適切な保険給付及び保険税賦課を行い、税の収納率の向上に努めながら、公正な制度の運営を行う。 ・医療費適正化をめざし、特定健診などによる生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検及び療養費の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進などを通じて医療費の抑制に努める。 ・平成30年度に実施された国民健康保険制度運営の都道府県単位化を踏まえ、財政運営の責任主体である東京都とともにその運営に取り組む。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
10-04 生活の安定と自立 に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、要保護者の実態と必要な支援の把握に努め、生活保護制度の適切な運営を図る。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業に取り組み、自立に向けた支援を推進する。 ・自立支援のための相談体制の充実を図るとともに、福祉部門をはじめとした庁内関係部局との連携体制、地域福祉コーディネーターとの連携、並びにハローワークと一体となった就労支援体制の強化に取り組む。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	心身ともに健康であると感じている市民の割合	%	68. 2	65. 8	69. 1
2	安心して国民健康保険制度・後期高齢者医療制度が利用できると感じている市民の割合	%	66. 5	69. 7	69. 3
3	健康診査（特定健診・後期高齢者健診）の受診率	%	52. 8	53. 1	53. 2
4	生活保護の受給率	‰	20. 5	19. 9	19. 9
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	51	52	50
トータルコスト	千円	16,488,323	16,147,628	15,988,733
事業費（内書き）	千円	16,161,110	15,794,549	15,640,995
人件費（内書き）	千円	327,213	353,079	347,738

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、ライフスタイルの多様化、非感染性疾病の拡大や健康危機管理事案の変容等による様々な環境変化にも適応できる保健医療体制の地域基盤づくりが重要となっており、より専門的・高度な医療の提供を確保するため、東京都や北多摩北部医療圏内と一層の連携強化を図る必要がある。 ・また、当医療圏の枠組みの中で医療施設が少ない本市では、初期医療の基盤であるかかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図るとともに、休日医科・歯科診療・準夜間診療体制の整備や平日準夜間小児初期救急医療の実施に取り組み等、医師会や医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療のさらなる充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供できるよう、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図る。 ・市民の日常的な治療や診断、健康管理から必要に応じた専門医の紹介まで、気軽に相談できる身近な存在であるかかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図る。 ・また、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や医療機関と連携し、医療に関する情報提供の充実を図るとともに、休日医科・歯科診療・準夜間診療体制の整備や平日準夜間小児初期救急医療を実施していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の多様化や高齢化による、生活習慣病、要介護者の増加、また、うつなどの精神疾患の増加が社会問題となっている中で、「健康寿命」を延ばすためには、市民と地域と市が一体となる必要がある。市民が自ら生活習慣を改善し、健康増進への意識を高めるとともに、医療機関や地域と連携し、個人が取り組みやすい健康づくりのための環境整備、健康教育などの充実が求められている。 ・また、生活習慣病や疾病を未然に防ぐため、特定健診や保健指導、予防接種などを実施し、受診率・接種率向上へ向けた取り組みを積極的に行うとともに、うつ傾向や不安の強い人の割合を減らすための心の健康づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」に基づき、健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を健康づくり推進員とともに推進する。 ・予防接種事業の法定化などの動向に注視し、接種率の向上に努めるとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努める。 ・自殺対策計画基本法の一部改正による本市の自殺対策計画策定にあたり、平成30年度は実態調査および庁内連絡会を設置、平成31年度は協議会を設置して計画策定を行い、市民のこころの健康づくりの推進を図る。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険・後期高齢者医療制度は国民皆保険の中核となる医療保険である。国民健康保険被保険者は農業や自営業従事者から、年金受給者、被用者とその家族、無職の人等へと、その構成が変わってきている。被保険者の特徴は、高齢者が多いこと、所得水準が相対的に低いこと、などが挙げられ、団塊の世代を中心とした層の増加による高齢化の進展、医療技術の進歩等に伴う医療費の増大に加え、被用者保険加入対象の拡大から非常に厳しい財政運営を強いられている。 ・課題として、平成30年度の国保制度改革以降、被保険者への影響が過度にならないよう、いかに「解消・削減すべき赤字」を計画的に減らしながら税率改定の在り方を検討していくかが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の面では、保険者努力支援制度を中心としたインセンティブ確保に努める。また、医療費の面では、特定健診等による生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検、柔道整復等の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進に加え、重複頻回受診への対応、第三者行為の求償、などを通じて適正化に努める。 ・加えて、国保制度の面では、平成30年度に実施された国保運営の都道府県単位化を踏まえ、事務の効率化などその適切な対応を図る。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度末現在において、生活保護世帯数は前年度とほぼ同水準であり、人員数はやや微減傾向にある。 ・稼働年齢層を含む世帯については就労支援により自立できたケースが見られ、高齢者世帯においても年金受給資格の短縮化に伴う支給の手続の支援を必要に応じて行った。 ・しかしながら、高齢者世帯については依然として増加傾向が続いており、生活保護世帯の高齢化が進んでいる。 ・引き続き就労支援を中心とした自立支援の取り組みを組織的に行い、生活保護世帯の自立及び生活保護費全体の縮減に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働年齢層を含む世帯に対しては、経済的自立に向けた就労支援を実施するとともに、就労の阻害要因の無い世帯に対しては積極的に就労を促していく。 ・また、高齢者世帯、傷病者世帯等については、必要な行政サービスが受けられるよう、ケースワーカーを中心に支援していく。 ・さらに、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、自立相談支援を活用し、安定した生活に向けた支援を図っていく。
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・高度化・多様化する医療ニーズへの対応及び三師会を含めた各医療関連機関との連携を強化し、地域の実情に則した医療の提供と医療に関する情報提供の充実を図る。
- ・東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」に基づき、健康づくりを推進する。
- ・予防接種率及び特定健診・特定保健指導の受診率向上に努める。
- ・市自殺対策計画について、平成30年度に実態調査、平成31年度に計画策定し、平成32年度以降に実施できるよう準備する。
- ・保険医療制度の運営については、高齢者世代、現役世代が、将来にわたり安心して保険制度を利用できるよう、被保険者に対して適正な保険料（税）賦課及び保険給付を行い、引き続き、適正な制度運営に努める。
- ・国民健康保険においては、平成30年度に実施された制度改正を踏まえ、適切に対応していく。
- ・生活に関する相談支援体制の充実を図るために、生活困窮者自立支援制度による支援相談員と生活保護法による面接相談員との連携強化を図り、地域福祉コーディネーター等とも協力し、包括的な支援を実施していく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	10	健やかな生活を支える保健医療の推進	上位政策	健康で幸せにすごせるまち
施策統括課（課長名）	健康課長（遠藤 毅彦）		関連課	福祉総務課、健康課、保険年金課
関連する個別計画等	東京都保健医療計画、東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン、東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）、東久留米市健康増進計画（第2次）、第2期東久留米市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画、東久留米市国民健康保険データヘルズ計画		予定計画事業	健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」の推進、健康増進・サポート事業
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<p>・だれもが健康でいきいきとした生活を続けられるよう、各種健診や健康増進のための保健事業を促進し、市民が自ら行う健康づくりを積極的に支援するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療サービスの充実に努める。</p> <p>・医療保険制度、生活保護などの適正な運営に努め、市民生活の安定と自立の促進を図る。</p>			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(10-01) 保健医療体制の充実	<p>・高度化、多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供するため、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図る。</p> <p>・医師会・歯科医師会・薬剤師会とともに、医療に関する情報提供の充実に努め、身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図る。</p>			
(10-02) 健康づくりの推進	<p>・健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を市民と協働で推進する。</p> <p>・予防接種事業の法定化などの動向に注視し、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努める。</p> <p>・心の健康に関する正しい知識の普及と、相談窓口などの情報提供を行う。</p>			
(10-03) 医療保険制度の運営	<p>・市民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう、情報提供に取り組むとともに、財政の安定化のために、適切な保険給付及び保険税賦課を行い、税の収納率の向上に努めながら、公正な制度の運営を行う。</p> <p>・医療費適正化をめざし、特定健診などによる生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検及び療養費の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進などを通じて医療費の抑制に努める。</p> <p>・平成30年度を目途に実施される国民健康保険制度運営の広域化の動向を注視して取り組む。</p>			
(10-04) 生活の安定と自立に向けた支援	<p>・関係機関と連携し、要保護者の実態と必要な支援の把握に努め、生活保護制度の適切な運営を図る。</p> <p>・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業に取り組み、自立に向けた支援を推進する。</p> <p>・自立支援のための相談体制の充実に努めるとともに、福祉部門をはじめとした庁内関係部局との連携体制、地域福祉コーディネーターとの連携、並びにハローワークと一体となった就労支援体制の強化に取り組む。</p>			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	心身ともに健康であると感じている市民の割合	%	71.4	68.2	65.8
2	国保制度・後期高齢者医療制度に満足している市民の割合	%	67	66.5	69.7
3	健康診査(特定健診・後期高齢者健診)の受診率	%	52.9	52.8	53.1
4	生活保護の受給率	‰	20.1	20.5	19.9

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	50	51	52
トータルコスト	千円	15,983,979	16,488,323	16,147,628
事業費（内書き）	千円	15,689,331	16,161,110	15,794,549
人件費（内書き）	千円	294,648	327,213	353,079

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>少子高齢化、ライフスタイルの多様化、非感染性疾患の拡大や健康危機管理事案の変容等による様々な環境変化にも適応できる保健医療体制の地域基盤づくりが重要となっており、より専門的・高度な医療の提供を確保するため、東京都や北多摩北部医療圏内と一層の連携強化を図る必要がある。</p> <p>また、当医療圏の枠組みの中で医療施設が少ない本市では、初期医療の基盤であるかかりつけ医・歯科医・薬局の推進を図るとともに、休日医科・歯科診療・準夜間診療体制の整備や平日準夜間小児初期救急医療の実施に取り組む等、医師会や医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療のさらなる充実が求められている。</p>	<p>高度化・多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供できるよう、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図る。</p> <p>市民の日常的な治療や診断、健康管理から必要に応じた専門医の紹介まで、気軽に相談できる身近な存在であるかかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図る。</p> <p>また、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や医療機関と連携し、医療に関する情報提供の充実を図るとともに、休日医科・歯科診療・準夜間診療体制の整備や平日準夜間小児初期救急医療を実施していく。</p>
02	<p>生活習慣の多様化や高齢化による、生活習慣病、要介護者の増加、また、うつなどの精神疾患の増加が社会問題となっている中で、「健康寿命」を延ばすためには、市民と地域と市が一体となる必要がある。市民が自ら生活習慣を改善し、健康増進への意識を高めるとともに、医療機関や地域と連携し、個人が取り組みやすい健康づくりのための環境整備、健康教育などの充実が求められている。</p> <p>また、生活習慣病や疾病を未然に防ぐため、特定健診や保健指導、予防接種などを実施し、受診率・接種率向上へ向けた取り組みを積極的に行うとともに、うつ傾向や不安の強い人の割合を減らすための心の健康づくりが必要である。</p>	<p>東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」に基づき、健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を健康づくり推進員とともに推進する。</p> <p>予防接種事業の法定化などの動向に注視し、接種率の向上に努めるとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努める。</p> <p>国や都の動向を注視しながら、心の健康に関する正しい知識の普及と、相談窓口などの情報提供を行う。</p>
03	<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度は国民皆保険の中核となる医療保険である。国民健康保険被保険者は農業や自営業従事者から、年金受給者、被用者とその家族、無職の人等へと、その構成が変わってきている。被保険者の特徴は、高齢者が多いこと、所得水準が相対的に低いこと、などが挙げられ、団塊の世代を中心とした層の増加による高齢化の進展、医療技術の進歩等に伴う医療費の増大に加え、近年の雇用・経済情勢から非常に厳しい財政運営を強いられている。</p> <p>課題として、平成30年度から国保制度改革により被保険者への影響が過度にならないよう、かつ、「その他一般会計繰入金」を如何に減らしながら税率改定の在り方を検討していくかが重要である。</p>	<p>財政運営の面では、国・東京都からの保険者努力支援制度を中心としたインセンティブ確保に努める。また、医療費の面では、特定健診等による生活習慣病の早期発見・早期治療、レセプト点検、柔道整復等の二次点検の実施、ジェネリック医薬品の利用促進に加え、重複頻回受診への対応、第三者行為の求償、などを通じて適正化に努める。加えて、国保制度の面では、平成30年度を目途に実施される国保運営の広域化に向けた国・東京都の動向を注視し、適切な対応を図る。</p>
04	<p>平成28年度末現在において、生活保護世帯数は前年度末と比較して約30世帯減少した。稼働年齢層については雇用環境が改善されていることもあり、就労により自立できたケースも見られた。</p> <p>高齢世帯については依然として増加傾向が続いており、今後しばらくは被保護者世帯の高齢化が進むと考えられる。</p> <p>引き続き就労支援を中心とした自立支援の取り組みを組織的に行い、被保護者世帯の自立及び生活保護費全体の縮減に努める必要がある。</p>	<p>稼働年齢層を含む世帯に対しては、経済的自立に向けた就労支援を実施するとともに、就労の阻害要因の無い世帯に対しては積極的に就労を促していく。</p> <p>高齢世帯に対しては、年金受給資格が短縮されたことから、生活保護の相談段階で受給資格の有無を確認し、早期の裁定請求に努める。</p> <p>生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、自立相談支援を活用し、安定した生活に向けた支援を図っていく。</p>

5 30年度に向けた施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・多様化する医療ニーズへの対応及び三師会を含めた各医療関連機関との連携を強化し、地域の実情に則した医療の提供と医療に関する情報提供の充実を図る。 ・東久留米市健康増進計画（わくわく健康プラン東くるめ（第2次））に基づき、健康づくりを推進する。 ・予防接種率及び特定健診・特定保健指導の受診率向上に努める。 ・心の健康に関する正しい知識の普及と情報提供を行う。 ・保険医療制度の運営については、高齢者世代、現役世代が、将来にわたり安心して保険制度を利用できるよう、被保険者に対して適正な保険料（税）賦課及び保険給付を行い、公正な制度の運営に努める。 ・国民健康保険においては、30年度に予定される制度改革に向け、適切に対応していく。 ・生活に関する相談支援体制の充実を図るために、生活困窮者自立支援制度による支援相談員と生活保護法による面接相談員との連携強化を図っていく。 	

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

基本目標

～子どもの未来と文化をはぐくむまち～

基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
2. 活力ある学校づくり
3. 生涯学習の推進

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	児童青少年課 施策統括課長名 新妻 理成
関連課	健康課、子育て支援課、児童青少年課
関連する個別計画等	東久留米市子ども・子育て支援事業計画、東久留米市母子保健計画
予定計画事業	子ども・子育て支援事業計画の推進、待機児童解消に向けた保育サービスの拡充、市立保育園の民間化に向けた取り組み、さいわい保育園の民営化、しんかわ保育園の民間化、児童館の整備、相談機能・児童虐待への対応
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 ・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
11-01 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。 ・子ども・子育て支援新制度で創設された小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努める。 ・子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努める。 ・学童保育所の施設・整備、機能の充実を努める。
11-02 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目ない支援を充実する。 ・地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康を維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援する。 ・母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。
11-03 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。 ・各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させる。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
11-04 家庭・地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 ・児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 ・子ども家庭支援センターは、総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供、ネットワークの構築と要支援家庭サポートなど機能を充実する。 ・地域子育て支援センターを子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てに関する情報提供、相談支援を充実する。 ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 ・子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。
11-05 支えが必要な子どもと家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持たない家庭のために就業と子育てを両立させていくための支援に努める。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていく。 ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努める。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	保育所の待機児童数（4月1日現在）	人	87	92	67
2	乳幼児健診の受診率（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）	%	96.1	97.1	95.4
3	子育てがしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	46.6	43.3	45.4
4	地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数	人	8,592	11,381	10,927
5	青少年の健全育成に関心をもっている市民の割合	%	72.0	71.8	73.4

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	59	57	52
トータルコスト	千円	7,741,303	7,972,623	9,254,780
事業費（内書き）	千円	6,724,201	6,936,652	8,217,708
人件費（内書き）	千円	1,017,102	1,035,971	1,037,072

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の待機児童は、平成29年度中（平成30年度当初まで）に106名の定員拡大を行い待機児童が38名となる一方、保育所等の定員の空きは97名分であった。 ・市立保育園の民間化（民営化）については、さいわい保育園の民営化園を平成29年4月に開所した。しんかわ保育園の民間化は、保護者に説明する機会を設けられるよう働きかけた。 ・学童保育所は平成29年度末時点では待機児童が解消されている。今後の利用状況を注視し、待機児童が生じた場合は保育スペースの拡大（特別教室等の活用）を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園について、児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて、施設整備を検討していく。 ・市立保育園への民間活力の導入として、しんかわ保育園以外の市立保育園について、民間化の可能性を検討していく。 ・学童保育事業について、子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、保育の質を確保しながら保育スペースの拡大（特別教室等の活用）について検討していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、家庭環境の問題、保護者の精神疾患や虐待等でフォローが必要な家庭が増加している。 ・乳幼児健診は95.4%と高い受診率で推移しているが、一定数未受診もある。未受診理由としては、多忙やかかりつけ医で受診中など多いが、中には虐待が疑われることもあり、関係機関とも連携しながら未受診者フォローを継続していく必要がある。育児不安の軽減や孤立化防止を目的に、妊娠・出産・子育て情報を携帯メールで配信する「子育て応援メール配信事業」を実施しており、利用者からは好評である。 ・健康課窓口で妊娠届出をした方には保健師による面接を行っている（妊婦全体の2割）が、市民課等窓口では面接が実施できていない。ハイリスク妊婦を早期から把握し支援できるような体制づくりが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より、保健師等専門職が妊婦全数に面接を実施する体制を整えた。妊娠期より支援が必要なハイリスク妊婦を把握し、早期より必要な支援を実施するとともに、関係機関と連携し、継続支援を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を充実する。 ・乳幼児健診の未受診者の背景には、虐待や家族問題が存在することも少なくないため、関係機関とも連携し未受診者フォローの充実に努める。 ・新生児訪問、乳幼児健診等で事後フォローが必要な母子や多問題家族、虐待等が増加しているため、継続支援を充実するとともに、関係機関・関係部署とも連携を図り支援していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園及び認可外保育施設に通園する保護者の負担を軽減することを目的とし、各々の補助、貸付、助成事業を実施している。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当の受給者数は横ばいで推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育無償化の動向を注視しながら、私立幼稚園にかかる補助、貸付事業、認可外保育施設にかかる助成事業とも引き続き実施していく。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当は、国の制度変化に着実に対応して支給を行う。

4 基本事業について (4~5)

	現状と課題	31年度に向けた方向性
4	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、一時預かり、病児保育等）を実施している。また、保育施設において園庭開放等の地域活動事業を行い、各家庭の子育てを支援する必要がある。 ・青少年問題協議会を開催し、青少年に関する情報共有を行った。 ・児童館に関しては、平成30年4月の新児童館の開館に向けての準備を行った。また、児童館事業として、移動児童館事業を実施した。 ・児童の居場所づくり事業については、市内4箇所の既存の公共施設等を活用して、地域の子ども達に健全な遊びを提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業等は、地域のニーズを充足できるよう充実を図る。保育施設も地域活動事業により地域の子育て家庭を支援していく。 ・家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子育てを支える環境整備に努める。中学校地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援する。青少年問題協議会運営事業は、協議会を開催し、子どもから若者に係る諸問題の現状の把握等を図り、今後の方針や具体的な取り組みを検討していく。 ・子どもセンターひばり、けやき児童館、子どもセンターあおぞら及び中央児童館は、指定管理者制度を通じて適切な管理運営業務を実施していく。 ・児童の居場所づくり事業は、既存の公共施設等を活用し、子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供していく。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行い、適切な相談機関へつなげる必要がある。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実する必要がある。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める必要がある。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待が増加する中、職員体制の強化や迅速な対応などが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育ての悩みや不安について、個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行う。必要があれば、プライバシー等に配慮し、適切な相談機関へつなげていく。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実させていく。 ・教育訓練給付金事業などの実施について、関係機関と連携し家庭の状況に応じた就労支援を適切に行う。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待の増加に応じた職員体制の強化や迅速な対応などに努める。

5 31年度に向けた施策方針

・保育園の保育需要は、保護者の就労状況などにより多様なニーズが発生する。これらの保育・子育て支援の需要に柔軟に対応できるよう、児童を取り巻く状況等を注視し、必要に応じた施設整備など、保育サービスの提供体制の確保を進める。
 ・学童保育は、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、特別教室等の活用について検討していく。
 ・子どもの居場所づくりを進めるため、児童館、学校、公園等の公共施設を活用して子どもたちが安全に過ごせる場所の確保を図る。
 ・親と子の健康の確保と増進を図るため、妊娠中や出産後のほか、乳幼児期の健康や育児に関して保護者の不安を解消するとともに、子どもの健全な発達に向けて相談や指導、親同士の交流の機会などを充実させる。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）			
NO、施策名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	上位政策	子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課（課長名）	児童青少年課長（田中 潤）	関連課	健康課、子育て支援課、児童青少年課、図書館
関連する個別計画等	東久留米市子ども・子育て支援事業計画、東久留米市母子保健計画	予定計画事業	子ども・子育て支援事業計画の推進、待機児童解消に向けた保育サービスの拡充、市立保育園の民間化に向けた取り組み、さいわい保育園の民営化、しんかわ保育園の民間化、児童館の整備、相談機能・児童虐待への対応
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 ・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。 		
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性		
(11-01) 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。 ・子ども・子育て支援新制度で創設された小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努める。 ・子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努める。 ・学童保育所の施設・整備、機能の充実に努める。 		
(11-02) 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目ない支援を充実する。 ・地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康を維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援する。 ・母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。 		
(11-03) 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。 ・各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させる。 		
(11-04) 家庭・地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 ・児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 ・子ども家庭支援センターは、総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供、ネットワークの構築と要支援家庭サポートなど機能を充実する。 ・地域子育て支援センターを子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てに関する情報提供、相談支援を充実する。 ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 ・子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。 		
(11-05) 支えが必要な子どもと家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持っていない家庭のために就業と子育てを両立させていくための支援に努める。ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていく。 ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努める。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める。 		

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	保育所の待機児童数(4月1日現在)	人	84	87	92
2	乳幼児健診の受診率(3～4か月児、1歳6か月児、3歳児)	%	96.4	96.1	97.1
3	子育てがしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	50.1	46.6	43.3
4	地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数	人	9474	8594	11,381
5	青少年の健全育成に関心をもっている市民の割合	%	73.9	72	71.8

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	56	59	57
トータルコスト	千円	7,604,406	7,741,303	7,972,623
事業費（内書き）	千円	6,357,709	6,724,201	6,936,652
人件費（内書き）	千円	1,246,697	1,017,102	1,035,971

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の待機児童は、平成28年度中（平成29年度当初まで）に157名の定員拡大を行ったが、待機児童の解消には至っていない。 ・市立保育園の民間化（民営化）については、さいわい保育園の民営化園を平成29年4月に開所するとともに、引継業務に取り組んだ。しんかわ保育園の民間化は、保護者に説明する機会を設けられるよう働きかけている。 ・学童保育所は平成28年度末時点で待機児童が発生していた。待機児童解消のため、定員の弾力化を実施し、さらに第六小地区で保育スペースの拡大（特別教室等の活用）を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園について、待機児童の解消に向け定員を拡大していくため、引き続き各種施設整備に努めていく。 ・市立保育園の民間化について、しんかわ保育園以外の公設公営の園については、今後も民間化の可能性について検討していく。 ・学童保育事業について、子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用状況を踏まえ、保育の質を確保しながら保育スペースの拡大（特別教室等の活用）についても検討及び実施していく。
02	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、家庭環境の問題、保護者の精神疾患や虐待等でフォローが必要な家庭が増加している。 ・乳幼児健診は97.1%と高い受診率を維持しているが、一定数未受診もある。未受診理由としては、多忙やかかりつけ医で受診中など多いが、中には虐待が疑われることもあり、関係機関とも連携しながら未受診者フォローを継続していく必要がある。育児不安の軽減や孤立化防止を目的に、妊娠・出産・子育て情報を携帯メールで配信する「子育て応援メール配信事業」を実施しており、利用者からは好評である。 ・健康課窓口で妊娠届出をした方には保健師による面接を行っている（妊婦全体の2割）が、市民課等窓口では面接が実施できていない。ハイリスク妊婦を早期から把握し支援できるような体制づくりが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に保健師等専門職が全数面接できるような体制づくりを構築する。妊娠期より支援が必要なハイリスク妊婦を把握し、早期より必要な支援の実施、関係機関と連携し、継続支援を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を充実する。 ・乳幼児健診の未受診者の背景には、虐待や家族問題が存在することも少なくないため、関係機関とも連携し未受診者フォローの充実に努める。 ・新生児訪問、乳幼児健診等で事後フォローが必要な母子や多問題家族、虐待等が増加しているため、継続支援を充実するとともに、関係機関・関係部署とも連携を図り支援していく。
03	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園及び認可外保育施設に通園する保護者の負担を軽減することを目的とし、各々の補助、貸付、助成事業を実施している。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の受給者数は横ばいで推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園にかかる補助、貸付事業、認可外保育施設にかかる助成事業とも引き続き実施していく。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当、児童扶養手当は、国の制度変化に着実に対応して支給を行う。
04	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、一時預かり、病児保育等）を実施する。また、保育施設において園庭開放等の地域活動事業を行い、各家庭の子育てを支援する必要がある。 ・青少年問題協議会を開催し、青少年に関する情報共有を行った。 ・児童館に関しては、平成30年4月の新児童館の開館に向けて、施設解体を実施し、児童館新設工事実施設計を行った。また、児童館事業として、移動児童館を実施した。 ・児童の居場所づくり事業については、市内4箇所の既存の公共施設等を活用して、地域の子ども達に健全な遊びを提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業等は、地域のニーズを充足できるよう充実に図る。保育施設も地域活動事業により地域の子育てを家庭を支援していく。 ・家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子育てを支える環境整備に努める。中学校地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援する。青少年問題協議会運営事業は、協議会を開催し、子どもから若者に係る諸問題の現状の把握等を図り、今後の方針を検討していく。 ・子どもセンターひばり・けやき児童館と旧大道幼稚園跡地に平成30年4月に開館する新児童館は、指定管理者制度を通じて適切な管理運営業務を実施していく。中央児童館は大規模改修工事を行い、31年1月から指定管理者制度を導入する。 ・児童の居場所づくり事業は、既存の公共施設等を活用し、子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供していく。
05	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと個々の家庭の状況に応じた情報提供を行う。適切な相談機関への引き継ぎに努める必要がある。ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実する必要がある。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める必要がある。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待が増加する中、職員体制の強化、迅速な対応などの体制強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育ての悩みや不安について、個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行う。プライバシー等に配慮し、適切な相談機関へ引き継ぐ。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援していく。教育訓練給付金事業などの実施について、関係機関と連携し家庭の状況に応じた就労支援を適切に行う。 ・子ども家庭支援センターは、児童虐待が増加に応じた職員体制の強化や迅速な対応などに努める。

5 30年度に向けた施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の保育需要は、保護者の就労状況などにより多様なニーズが発生する。これらの保育・子育て支援の需要に柔軟に対応できるよう施設整備などを推進させ、保育サービスの提供体制の確保を進める。 ・学童保育は、特別教室等の活用を推進し、待機児童の解消を図るとともに、入所希望者の動向に応じた提供方法に努める。 ・子どもの居場所づくりを進めるため、児童館、学校、公園等の公共施設を活用して子どもたちが安全に過ごせる場所の確保を図る。 ・親と子の健康の確保と増進を図るため、妊娠中や出産後のほか、乳幼児期の健康や育児に関して保護者の不安を解消するとともに、子どもの健全な発達に向けて相談や指導、親同士の交流の機会などを充実させる。 	

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	12 活力ある学校づくり
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	指導室 施策統括課長名 宍戸 敏和
関連課	教育総務課、学務課、指導室
関連する個別計画等	(市)教育振興基本計画、(市)立小学校給食調理業務委託推進計画、(市)第二次子ども読書活動推進計画、(市)学校再編成計画、(市)、(市)学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)、(市)特別支援教育推進計画、(市)特別支援教室設置計画
予定計画事業	確かな学力の伸長、小学校給食の調理業務委託の導入、教育振興施策の総合的かつ計画的な推進、特別支援教室の設置、学校規模の適正化、小・中学校の大規模改修、通学路防犯カメラ設置事業
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と教養、技能を身に付けられるよう、きめ細かい指導を行い、基礎学力と体力の向上を目指した学習指導の工夫・改善、教員の資質・能力の向上を通じて、活力ある学校をつくる。 ・保護者、学校、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を支援する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
12-01 人権尊重と健やかな心と体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進する。 ・社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支え合いの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させる。 ・いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進する。 ・自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得させるだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるため、防災教育を推進する。 ・オリンピック・パラリンピック競技大会の歴史や意義、理念などについて正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 ・子供たちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進する。 ・栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進する。
12-02 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備する。 ・子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成する。そして、全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばす。 ・子どもたちが日本の伝統と文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティーを養う教育を推進する。 ・東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成する。 ・学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図る。
12-03 信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進める。 ・学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地域の自治会など、地域と連携した教育活動を進める。また、地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域との連携を推進する。 ・教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努める。 ・障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備する。 ・アレルギー事故や食中毒の発生を防止し、安全・安心な調理体制を確保するため、小学校給食の調理業務委託を推進する。 ・いじめ防止対策推進条例に基づき、学校、家庭や地域、関係諸機関の相互協力により、いじめ防止を総合的に進め、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備する。 ・学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組むとともに、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努める。 ・小・中学校の適正規模・適正配置は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引」に基づき、教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら検討を進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	国語「読むこと」の標準化得点の推移 (H27都比、H28, 29全国比)	点	98.3(中学校2年生)	104(中学校3年生)	103(中学校2年生)
2	算数・数学「知識」の標準化得点の推移 (全国比)	点	100(小学校6年生)	100(中学校1年生)	97.8(中学校2年生)
3	自分には、よいところがあると思いますか。 (全国学力学習状況調査中学校3年生から)	%	75.2	75.9	60.6
4					
5	※標準化得点・・・各年度の調査の平均正答数 がそれぞれ100となるように標準化した得点	-	-	-	-

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	90	88	100
トータルコスト	千円	1,553,102	1,791,877	1,869,888
事業費（内書き）	千円	1,270,449	1,512,499	1,576,686
人件費（内書き）	千円	282,653	279,378	293,202

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市立全校で人権に関する教育活動を実施し、人権尊重月間に実施されたコンクールに対して、計4,462点の作品の応募があった。 ・東久留米市いじめ問題対策連絡協議会及び東久留米市いじめ問題対策委員会を開催し、「いじめ問題対策基本方針」の見直しを行い、教育委員会や学校の対応の明確化を図った。 ・神宝小学校がパラリンピック競技応援校（車椅子バスケットボール）として、国際パラリンピック委員会公認教材の授業実践を行った。その様子を全校に周知し、オリンピック・パラリンピック教育の一層の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校での「特別の教科 道徳」の完全実施に向けて、評価方法等を小・中学校で共通理解する。 ・自然災害等の発生に備え、防災教育を充実させ、地域と協力しながら自ら安全・安心な学校づくりを進める児童・生徒の育成を図る。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、国際親善や人権尊重の精神など、オリンピック・パラリンピックの理念に基づいた教育の推進と実践を進める。 ・児童・生徒の健康増進や体力向上のために、体育・健康教育・食育を推進する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の傾向は、ほぼ全国的な傾向と同様で、国語では言語に関する事項、算数・数学では、関心・意欲・態度が、学年を追うごとに低下している。29年度、市学力調査の対象学年と実施時期を変更したことから、学力分析の結果を、翌年度の指導に一層生かすことができるようになった。 ・「くるめ産給食の日」を実施し、幻の小麦・柳久保小麦や地場産野菜をふんだんに使った給食を提供した。市内複数校において、地場産野菜の生産の様子や郷土食について地域人材から学ぶ活動を行った。 ・中学校において教員が推薦する図書100冊をまとめた「東久留米の道標」を発行し、学校図書館の活用の活性化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校間の系統的な学習活動の充実を図るために、市全教員が参加する授業改善研究会において、小中相互に授業を参観する機会をつくる。 ・小学校英語教科化を見据え、英語教育推進委員会が作成したレッスンプランを全校に周知し、活用を図る。 ・日本の伝統芸能・文化を学習する際に、専門家の指導に基づく体験的な学習を通じて、日本人としてのアイデンティティを自覚し、その魅力を自ら発信できるような取り組みを推進する。 ・学校図書館の蔵書の質・量とも向上することを目指し、引き続き良書の購入に努めるとともに、運営・管理について学校図書館運営連絡協議会等を通じて向上を図る。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の中核を担うことが期待される主任教諭2年目以上の教員を対象に、学校マネジメント講座を開催し、学校経営に参画する意識の向上を図った。 ・全校で地域との連携を図り、外部からの教育活動協力者は延べ101人となった。 ・特別な支援を要する児童・生徒への対応をよりきめ細かく行うために、就学・転学・転級判定の在り方を見直した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程届、学校経営計画、学校評価の運動を図り、より学校の特色を明らかにするとともに、成果と課題を明確にして改善に取り組めるようにする。 ・定例副校長会を活用し、各学校の特色ある取り組みを紹介し合い、業務の改善を図る。 ・土曜授業公開を活用し、学校の教育活動を積極的に地域や保護者に紹介する。 ・学校閉庁日を設け、教員の働き方の改善を進める。 ・平成31年度の中学校特別支援教室開室に向けて、準備を進める。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・新教育振興基本計画の作成に向けて、現在の取り組みを見直し、整理を進め、総合的かつ計画的に教育施策を推進する。
- ・いじめ問題に総合的かつ組織的に対応するとともに、人権教育を一層推進し、命を大切にする豊かな心の育成に努める。
- ・子どもたち一人ひとりを大切にする教育を推進し、不登校の子どもに対して関係諸機関と連携した取り組みを充実する。
- ・教員としての使命を自覚させるとともに、教員の資質及び指導力を高める。
- ・国際理解を深め、日本人としての誇りを養うオリンピック・パラリンピック教育を進めるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ子どもを育成する。
- ・本市の特別支援教育についての保護者説明会を開催し、特別支援教育に対する理解、啓発を図る。
- ・学力調査の結果を的確に把握、公表し、本市の児童、生徒の学力を向上させるための授業改善や補習体制の拡充を進める。
- ・学校規模の適正化、児童数増による教室の整備、給食調理業務の委託化など、様々な課題を教育振興基本計画に基づき、計画的に解決していく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	12	活力ある学校づくり	上位政策	子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課（課長名）	教育部指導室長(宍戸 敏和)		関連課	教育総務課、学務課、指導室
関連する個別計画等	東久留米市教育振興基本計画、東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画、第二次東久留米市子ども読書活動推進計画、東久留米市立学校再編成計画、東久留米市立学校再編成にかかわる実施概要（基本プラン）、東久留米市特別支援教育推進計画、東久留米市特別支援教室設置計画		予定計画事業	確かな学力の伸長、小学校給食の調理業務委託の導入、教育振興施策の総合的かつ計画的な推進、特別支援教室の設置、学校規模の適正化、小・中学校の大規模改修、通学路防犯カメラ設置事業
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<p>・次代を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と教養、技能を身に付けられるよう、きめ細かい指導を行い、基礎学力と体力の向上を目指した学習指導の工夫・改善、教員の資質・能力の向上を通じて、活力ある学校をつくる。</p> <p>・保護者、学校、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を支援する。</p>			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(12-01) 人権尊重と健やかな心と体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進する。 社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支え合いの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させる。 いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進する。 自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得させるだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるため、防災教育を推進する。 オリンピック・パラリンピック競技大会の歴史や意義、理念などについて正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 子供たちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進する。 栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進する。 			
(12-02) 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備する。 子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成する。そして、全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばす。 子どもたちが日本の伝統と文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を推進する。 東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成する。 学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図る。 			
(12-03) 信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進める。 学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進める。また、地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域との連携を推進する。 教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努める。 障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備する。 アレルギー事故や食中毒の発生を防止し、安全・安心な調理体制を確保するため、小学校給食の調理業務委託を推進する。 いじめ防止対策推進条例に基づき、学校、家庭や地域、関係諸機関の相互協力により、いじめ防止を総合的に進め、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備する。 学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組むとともに、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努める。 小・中学校の適正規模・適正配置は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引」に基づき、教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら検討を進める。 			

2 施策の成果指標と実績						
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績	
1	国語「読むこと」の標準化得点の推移 H26・28は市学力調査、H27は都学力調査の結果による	点	99(中学校1年生) ※全国比	98.3(中学校2年生) ※都比	104(中学校3年生) ※全国比	
2	算数・数学「知識」の標準化得点の推移 H26・28は市学力調査、H27全国学力調査の結果による	点	99(小学校5年生) ※全国比	100(小学校6年生) ※全国比	100(中学校1年生) ※全国比	
3	自分には、よいところがあると思いますか。 (全国学力学習状況調査中学校3年生から)	%		74.3	75.2	75.9
4	※標準化得点・・・各年度の調査は問題が異なることから、平均正答率による単純な比較ができないため、年度間の相対的な比較をすることが可能となるよう、各年度の調査の全国または都(公立)の平均正答率がそれぞれ100となるように標準化した得点					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	85	90	88
トータルコスト	千円	1,725,593	1,553,102	1,791,877
事業費（内書き）	千円	1,447,950	1,270,449	1,512,499
人件費（内書き）	千円	277,643	282,653	279,378

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会で起こっていることに関心がある中学生は、全国平均より3.8ポイント低い状況である。だが、地域社会などでボランティア活動に参加したことがある中学生は、全国平均より6.6ポイント高い状況である。道徳授業地区公開講座へは、保護者、地域の参加が6,634人であり、前年度から268人の減少となった。 ・東久留米市いじめ問題対策連絡協議会及び東久留米市いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ問題への対応を協議した。また、不登校児童・生徒についての情報を関係機関と共有し、家庭と連絡を取りながら対応した。 ・年間4回、救命救急研修会を開催し、市内全小・中学校から多くの教職員が参加し、各校での防災教育に還元することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校で完全実施となる「特別の教科 道徳」の指導の充実を図る。中学校においては、「特別の教科 道徳」の先行実施により、31年度完全実施に向けた準備を進める。 ・いじめ防止教育の充実を図るとともに、SNS学校ルールの見直し等を行い、人権教育と心の教育を一層推進する。 ・自然災害等の発生に備え、防災教育を充実させ、自ら安全・安心な学校づくりを進める児童・生徒の育成を図る。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、国際親善や人権尊重の精神など、オリンピック・パラリンピックの理念に基づいた教育の推進と実践を進める。 ・児童・生徒の健康増進や体力向上のために、体育・健康教育・食育を推進する。
02	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年生のときに受けた授業の中で、目標（めあて・ねらい）が示されたと思う中学生は全国平均より5.4ポイント低い状況である。そこで、年間で小学校5回、中学校6回の授業改善研究会を全教員参加で実施するとともに指導室訪問において、小学校は国語、中学校は道徳の研究授業を全校で実施し、授業改善を進めた。 ・各種学力調査の結果は、学校だより等で家庭に情報提供し、家庭と連携した学力向上の取組みを推進した。また、各学校で分析し、授業改善推進プランを作成し実施するとともに、各校のホームページに掲載した。 ・全小学校で国語力向上の取組みを開始した。 ・全小・中学校に週1回学校司書を派遣し読書活動の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な学力の定着及び教育環境の整備を進め、思考力・判断力・表現力の育成及び学力向上について、市立全小・中学校で授業改善推進プランに基づいた取組みを進める。 ・国語力向上について、市立各小・中学校が各々に数値目標を設定し、達成に向けて取組みを進める。 ・東久留米市立学校学習定着度調査を実施することで、小中連携を図り、当該年度の児童・生徒の学力の定着度を確認するとともに、教員の指導力の課題を把握し、指導の改善を図る。 ・東久留米市の自然や産業の学習を奨励し、地域社会の活性化に貢献できる人間を育成する。 ・学校図書館と中央図書館及び地区館の連携を進め、読書活動の推進を図る。
03	<ul style="list-style-type: none"> ・2月の授業改善研究会全体会で全教員に対し、本市の重点事業を説明し、校長の学校経営基本方針の具現化を図った。 ・市内全校で、管理職や主幹教諭による経営会議を行い、「チーム学校」として的確な学校経営が行えるよう支援した。 ・「東久留米市教育振興基本計画」の内容に基づき、学校評価報告書を改訂した。 ・平成28年12月に「学校給食における食物アレルギーの児童・生徒対応マニュアル」の策定を行った。 ・学校の適正規模・適正配置について教育的な視点から検討し、対象校において地域懇談会を4回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「チーム学校」の推進に向けて、校長のリーダーシップの確立を進める。 ・地域と連携した教育活動の充実に向けて、学校一斉公開日や土曜授業、道徳授業地区公開講座等における外部講師の活用等を多角的に進める。 ・教員の資質、能力を向上させるため、授業改善研究会の運用改善や市研修会の充実を図る。 ・特別支援教育の充実に向けて、市内に自閉症・情緒障害特別支援学級（固定）を新たに1校開設するとともに、31年度の中学校特別支援教室の設置に向けての準備を進める。 ・きめ細やかなアレルギー対応等学校給食、学校施設の安全管理及び安全点検の徹底を図り、安全・安心な学校づくりを進める。 ・学校の適正規模、適正配置について、引き続き計画的に実施する。

5 30年度に向けた施策方針
<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するとともに、次期計画策定に向けた検討を進める。 ・いじめ問題に総合的かつ組織的に対応するとともに、人権教育を一層推進し、命を大切にする豊かな心の育成に努める。 ・子どもたち一人一人を大切にする教育を推進し、不登校の子どもに対して関係諸機関と連携した取組みを充実する。 ・教育環境の整備や授業改善を進めたり、OJTを通じて日常的に学び合う校内研修や校外における研修の充実を図ったりして、教員としての使命を自覚させるとともに、教員の資質及び指導力を高める。 ・国際理解を深め、日本人としての誇りを養うオリンピック・パラリンピック教育を進めるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ子どもを育成する。 ・本市の特別支援教育についての保護者説明会を6月に開催し、特別支援教育に対する理解、啓発を図るとともに、小学校において特別支援学級固定級（自閉症、情緒）を開級し、特別支援教育の一層の推進を図る。 ・学力調査の結果を的確に把握、公表し、本市の児童、生徒の学力を向上させるための授業改善や補習体制の拡充を進める。 ・学校規模の適正化、児童数増による教室の整備、給食調理業務の委託化など、様々な課題を教育振興基本計画に基づき、計画的に解決していく。

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	13 生涯学習の推進
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	生涯学習課 施策統括課長名 森田 吉輝
関連課	企画調整課、障害福祉課、生涯学習課、図書館
関連する個別計画等	東久留米市教育振興基本計画、第二次東久留米市子ども読書活動推進計画
予定計画事業	放課後子供教室推進事業の実施、図書館サービス・運営方法の見直し
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実に努める。 ・市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積に努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実にを図る。
基本事業名(1~3) 第4次長期総合計画における方向性	
13-01 生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心の総合的な機能を果たすとともに、学校、教育、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の振興に努める。 ・市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるように、指導者養成や「(仮称)生涯学習ボランティア」の登録事業などの実施について検討を進める。 ・広く市民の学びの成果を地域活動に活かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生(卒業生)たちによる自立した地域活動が生まれるよう支援する。 ・小学校の特別教室などを活用した放課後子供教室について、モデル実施の状況を見ながら、実施校の拡大や活動内容の充実に向け検討を進める。
13-02 図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行う。また、蔵書の質の向上と、時代の変化に合わせた多様な資料を備えて、市民の課題解決に資する生涯学習の拠点として機能の充実に図るとともにレファレンスサービスの充実に図る。 ・市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存を進める。 ・文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。 ・図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会を設け、市民が活動する図書館運営を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備する。 ・家庭、地域、学校などと連携を図り、子供たちの読書活動を推進する。
13-03 文化財の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史や文化に関する市民の理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進するとともに、わくわく健康プラザ内の郷土資料室をはじめとする文化財施設の充実に努め、文化財の調査・研究、保護と活用を進める。 ・貴重な歴史的資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた文化財調査報告書などを継続的に発行するとともに、こうした資料の整理、保管、活用を図る。 ・郷土資料室に寄贈された約620箱の昆虫標本の活用他、企画事業等において最新の調査・研究成果を発信できるよう努める。 ・無形民俗文化財の継承のため、各継承団体との連携や市民へのPRなどの支援に努める。 ・市民による文化財ボランティアなどの養成を推進する。 ・図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
13-04 市民スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運を高めるための事業をさまざまな機会を通じて展開していく。 ・スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、各種教室やイベントの開催、指導者育成への支援を通じて、個々のライフスタイルに応じた市民のスポーツ活動への参加を促進する。 ・より多くの市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の利用形態の見直しや改善を図り、市民の満足度と効率性の高い施設運営を推進する。 ・障害者の方にもスポーツに参加していただけるような種目の検討や、障害者スポーツ指導員の育成に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	生涯学習センター利用者数	人	150,009	132,579	133,563
2	図書館資料・情報の提供数（総貸出点数）	点	898,901	848,050	842,103
3	郷土資料室利用者数	人	3,602	3,230	3,101
4	スポーツセンター及び体育施設利用者数	人	654,443	652,420	629,339
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	46	45	37
トータルコスト	千円	768,285	794,936	841,859
事業費（内書き）	千円	634,281	649,978	696,688
人件費（内書き）	千円	134,004	144,958	145,171

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、指定管理者制度を導入した生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たしている。また、市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材等を講師とする講座「市民大学」等を通じて、学習と成果活用の両面の期待に応えた生涯学習の機会を提供しているが、日頃から(週に1回以上)生涯学習活動を行っている市民の割合は25.6%、市の事業により新たに生涯学習を始めた市民は11.3%にとどまっている。(数値は平成30年度施策成果等アンケートより引用) ・平成27年度2学期より3校で開始した「放課後子供教室推進事業」は平成29年度に3校、平成30年度に1校増え、全13校中7校で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生涯学習活動の一層の推進、地域の課題解決に向けた市民活動団体と市の協働の促進、地域の教育力の向上、子どもの体験型事業の推進などを図り、学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業を引き続き実施する。 ・生涯学習センターの大規模改修を進め、老朽化対応と施設機能の改善を図っていく。 ・放課後子供教室については、平成31年度以降も市内全小学校での実施に向け検討しながら、順次拡大していく予定である。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は平成29年1月に「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定した。平成33年度からの新たな図書館運営に向け、その準備期間において、中央図書館の指定管理者による管理及び市が行う図書館運営や直営事業体制の検討を行うとともに、目指す図書館像の具体化を進めていく必要がある。 ・また、市民の情報拠点として図書館が機能するためには、多様化する市民ニーズに応え、多様な人々がサービスを享受できるよう、蔵書を充実させるとともに、老朽化した施設の改修に伴い、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に必要な情報提供や市行政への調査支援の必要性が高まっており、情報提供事業の充実を図る。 ・多様な利用者に対する図書館サービスを充実させるため、ICTの活用を推進していく。 ・地域資料を網羅的に収集し、整理、保存するとともに、地域資料に関する事業や展示を継続する。 ・中央図書館の大規模改修や、新たな図書館運営に向けた検討、準備を進める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に郷土の歴史や文化に関する理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進し、郷土資料室の充実に努めるとともに文化財の調査・研究、保護と活用を進めている。また、貴重な歴史資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた出版物を作成し、資料の整理、保管、活用を図っている。 ・文化財を一か所に集中して保管する施設がなく市内の施設に分散して保管しており、各施設の老朽化も進んでいるため、増加する文化財資料の保管場所も含め、新たな集中保管施設の確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市文化財保護審議会等専門機関と連携を取りながら、継続して文化財の適切な保護と活用を図るとともに、貴重な歴史資料の調査・研究、整理・保管を推進していく。また、郷土資料室の充実に努め、寄贈された昆虫標本等を活用するなど、企画事業についても最新の調査・研究成果を発信できるよう進めていく。

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた健康づくりのための各種教室やイベントの開催などを通じて、限られた施設での個々のライフスタイルに応じた市民スポーツ活動への参加を促進している。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて、機運醸成事業を実施していく必要がある。 ・市民が気軽にスポーツを行うためには、施設や環境が整えられていることが必要であるが、「市内で気軽にスポーツができる場がない」と感じている市民は、53.3%となっている。(数値は平成30年度施策成果等アンケートより引用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市長会や東京都等の助成金を活用して、各種教室やイベントの開催に向け努めていく。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて、機運醸成事業を実施していく。 ・市の東部地域に新たに多目的なスポーツに利用できる(仮称)上の原屋外運動施設を整備していく。
5			

5 31年度に向けた施策方針

<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化財保護に努めるとともに、文化財の公開、活用を推進していく。 ・生涯学習センターの利用者の利便性の向上と施設的环境改善を図るため、大規模改修を進めていく。 ・図書館における資料、情報提供の充実を図るとともに、市の歴史的資料等の保存に努めていく。また、中央図書館の大規模改修や新たな図書館運営に向けた検討、準備を進める。 ・市民スポーツの振興のため、スポーツ事業の充実及びスポーツ環境の整備を推進していく。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していく。
--

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策
----------------	------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	13	生涯学習の推進	上位政策	子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課（課長名）	生涯学習課長（市澤 信明）		関連課	企画調整課、障害福祉課、生涯学習課、図書館
関連する個別計画等	東久留米市教育振興基本計画、第二次東久留米市子ども読書活動推進計画		予定計画事業	放課後子供教室推進事業の実施、図書館サービス・運営方法の見直し
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実を努める。 ・市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積に努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実を図る。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(13-01)生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たすとともに、学校、教育、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の振興に努める。 ・市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるように、指導者養成や「(仮称)生涯学習ボランティア」の登録事業などの実施について検討を進める。 ・広く市民の学びの成果を地域活動に活かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生(卒業生)たちによる自立した地域活動が生まれるよう支援する。 ・小学校の特別教室などを活用した放課後子供教室について、モデル実施の状況を見ながら、実施校の拡大や活動内容の充実に向け検討を進める。 			
(13-02)図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行う。また、蔵書の質の向上と、時代の変化に合わせた多様な資料を備えて、市民の課題解決に資する生涯学習の拠点として機能の充実を図るとともにレファレンスサービスの充実を図る。 ・市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存を進める。文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。 ・図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会を設け、市民が活動する図書館運営を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備する。 ・家庭、地域、学校など連携を図り、子供たちの読書活動を推進する。 			
(13-03)文化財の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史や文化に関する市民の理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進するとともに、わくわく健康プラザ内の郷土資料室をはじめとする文化財施設の充実に努め、文化財の調査・研究、保護と活用を進める。 ・貴重な歴史的資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた文化財調査報告書などを継続的に発行するとともに、こうした資料の整理、保管、活用を図る。 ・郷土資料室に寄贈された約620箱の昆虫標本の活用他、企画事業等において最新の調査・研究成果を発信できるよう努めている。 ・無形民俗文化財の継承のため、各継承団体との連携や市民へのPRなどの支援に努める。 ・市民による文化財ボランティアなどの養成を推進する。 ・図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究する。 			
(13-04)市民スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運を高めるための事業をさまざまな機会を通じて展開していく。 ・スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、各種教室やイベントの開催、指導者育成への支援を通じて、個々のライフスタイルに応じた市民のスポーツ活動への参加を促進する。 ・より多くの市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の利用形態の見直しや改善を図り、市民の満足度と効率性の高い施設運営を推進する。 ・障害者の方にもスポーツに参加していただけるような種目の検討や、障害者スポーツ指導員の育成に努める。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	生涯学習センター利用者数	人	158,793	150,009	132,579
2	図書館資料・情報の提供数(総貸出点数)	点	917,812	898,901	848,050
3	郷土資料室利用者数	人	2,252	3,602	3,230
4	スポーツセンター及び体育施設利用者数	人	649,590	654,443	651,560

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	45	46	45
トータルコスト	千円	811,416	768,285	794,936
事業費(内書き)	千円	683,456	634,281	649,978
人件費(内書き)	千円	127,960	134,004	144,958

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、指定管理者制度を導入した生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たしている。また、市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材等を講師とする講座「市民大学」等を通じて、学習と成果活用の両面の期待に応えた生涯学習の機会を提供しているが、日頃から(週に1回以上)生涯学習活動を行っている市民の割合は23.7%、市の事業により新たに生涯学習を始めた市民は8.1%にとどまっている(数値は平成29年度施策成果アンケートより引用)。</p>	<p>市民の生涯学習活動の一層の推進、地域の課題解決に向けた市民活動団体と市の協働の促進、地域の教育力の向上、子どもの奉仕活動・体験活動の推進などに加え、地方分権一括法をはじめとする関係法令に基づき生涯学習における環境整備が求められている。また、「生涯学習」を取り巻く課題や役割は多方面に渡っていることから、より有用な生涯学習活動のあり方を検討する。</p> <p>平成27年度2学期より試行実施している「放課後子供教室推進事業」は平成29年度より3校増え、6校で試行実施しており、30年度以降も市内全小学校での実施に向け順次拡大していく予定である。</p>
02	<p>教育委員会は「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定した。方針では目指すべき図書館像を示し、市行政の役割を明確にした上で全館に指定管理者を導入するとしている。東久留米市に関する資料保存、市民の課題解決のための情報提供、子ども読書活動の推進、図書館活動への市民参画という基本的方向性にそって事業を進めながら、運営方法と市行政の組織等について具体化する必要がある。</p> <p>また、大規模改修の予定が示されたことから、目指す図書館像を実現するための施設改善を検討していくが、実施事業も合わせ「障害者差別解消法」を念頭においたユニバーサル化を検討する必要がある。</p>	<p>市民生活に必要な情報提供や市行政への調査支援の必要性が高まっており、情報提供事業の充実を図る。医療健康、就職仕事、介護、子育て等「役に立つ資料情報」の収集、人的支援、学習環境の提供を向上させる。情報提供や障害・高齢者、多言語対応のためにICTの活用を図る。生涯学習や情報リテラシーの基礎となる図書館利用を促進するため、小学生向け事業を強化する。市民が学習のために利用できる場所を拡充し、地域の情報提供を行う。あわせて、施設改修、運営方法変更の準備を進める。</p>
03	<p>市民に郷土の歴史や文化に関する理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報を分かり易く提供する仕組みづくりを推進し、郷土資料室の充実に努めるとともに文化財の調査・研究、保護と活用を進めている。また、貴重な歴史資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた出版物を作成し、資料の整理、保管、活用を図っている。文化財を集中して保管する施設がなく市内の施設に分散しており、施設の老朽化も進んでいるため、集中保管施設の新たな確保が課題となっている。</p>	<p>今後も市文化財保護審議会等専門機関と連携をとりながら、継続して文化財の適切な保護と活用を図るとともに、貴重な歴史資料の調査・研究、整理・保管を推進していく。また郷土資料室の充実に努め、寄贈された約620箱の昆虫標本等を活用するなど、企画事業についても最新の調査・研究成果を発信できるよう進めていく。</p>
04	<p>スポーツを通じた健康づくりのための各種教室やイベントの開催などを通じて、限られた施設での個々のライフスタイルに応じた市民スポーツ活動への参加を促進している。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて、新たな機運醸成事業を実施していく必要がある。</p>	<p>今後も、市長会や東京都等の助成金を活用して、各種教室やイベントの開催に向け努めていく。</p>

5 30年度に向けた施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の充実に向けて、学習機会や場の充実に努めていく。 ・図書館における資料、情報提供の充実を図るとともに、市の歴史的資料等の保存に努めていく。 ・市の文化財保護に努めるとともに、文化財の公開、活用を推進していく。 ・市民スポーツの振興のため、スポーツ事業の充実及びスポーツ環境の整備を推進していく。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していく。 	

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

基本目標

～地球環境にやさしいまち～

基本的な施策

1. 水と緑にふれあうまちづくり
2. 環境負荷低減の推進

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	14 水と緑にふれあうまちづくり
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 施策統括課長名 岩澤 純二
関連課	環境政策課、管理課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市緑地保全計画
予定計画事業	緑の確保
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいく。 ・「水と緑」の保全と活用方法などについて、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
14-01 水辺環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への影響を配慮した湧水や河川の適切な管理を図る。 ・「湧水・清流保全都市宣言」に相応しい市の活動を市内外に広くPRし、保全のための機運を高めるための情報発信の充実に努める。 ・保全への取り組みを市民と行政が協働で進め、市民活動を支援し、その活動のすそ野が広がる施策を検討する。
14-02 緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の恵まれた緑を保全していくために、市民、事業者、行政が協力し、身近な取り組みを主体的に行えるよう、意識醸成の啓発活動や情報発信に取り組む。 ・新たな緑の創出を行いつつも、既存の緑においては生き物の生育や市民生活に配慮し、広く市民が親しめるような環境整備や高木・老木化した樹木の適切な維持管理に努める。 ・雑木林や樹木が、近隣住民へも、貴重な資源であることの周知と保存に向けた理解を広めるための取り組みを行う。 ・緑地保全計画で抽出された将来に遺すべき特に貴重な緑地について、適切な手法によりその保全に努める。 ・緑地の確保には財政の負担が生じるため、適切な方策・優先順位を検討し、「みどりの基金」や国や都から補助制度などを活用することで計画的に進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	日頃から身近な自然と触れ合っている市民の割合	%	65.4	66.5	68.7
2					
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	16	16	12
トータルコスト	千円	183,700	146,705	100,296
事業費（内書き）	千円	150,655	110,606	70,004
人件費（内書き）	千円	33,045	36,099	30,292

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、東京の名湧水57選に選ばれた3箇所を含む数多くの湧水があり、これらの湧水を水源とする黒目川、落合川などが流れ、きれいな水と身近に触れあうことのできる水辺環境は、本市の貴重な財産となっている。また、平成20年6月には、落合川と南沢湧水群が、『平成の名水百選』に都内で唯一選定され、さらには、平成23年6月には、『湧水・清流保全都市宣言』を行った。 ・貴重な水辺環境を保全していくためには、ごみのポイ捨て、生活排水などの流入による河川の汚濁など、社会のルールやマナーを守るよう広く呼び掛けを行う必要がある。また河川改修などに当たっては、自然環境への影響を最小にするよう検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水辺環境は、次世代に引き継ぐべき貴重な市の財産であることが市民の意識のなかに広がりつつあるが、今後も湧水や河川がまちの象徴や誇りであることを広く認識してもらえるよう引き続き情報発信を行う。 ・また、保全に向けて市民、事業者、市が必要な情報の共有化を図り、協働して取り組んでいくなど、それぞれの役割を担いながら進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は、生物の生息空間、湧水のかん養域となるだけでなく、市民の憩いの空間を創出し、さらには防災上の拠点となる。しかし、そのような機能をもつ緑でも、制度により保全されていない雑木林や農地などの民有地の場合は、市街地化の進行により、減少している。 ・一方、東京都においては、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、都内50箇所の保全地域を指定し、そのうち8箇所が市内にあり、緑の保全を図っている。 ・本市では、これまでも「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、貴重な環境資源である緑を守り、次世代へつないでいくための取り組みに努めているが、市内に残された民有の緑地の公有地化に取り組むため、保全すべき価値の高い緑地を抽出し、保全手法を定める「緑地保全計画」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全と活用については、市内に残された貴重な樹林地などの減少を防ぐため、平成27年度に策定した「東久留米市緑地保全計画」に基づき、樹林地の公有地化などを図っていく。 ・また、東京都とも連携し、市民、事業者、市が緑の保全と活用に必要な情報の共有化を図り、さらなる協働体制の仕組みづくりに取り組み、積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・市内の貴重な財産である水辺環境や緑地等の自然環境を次世代に引き継いでいくために、市民、事業者、市さらには東京都とも連携しながら、協働による積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
- ・平成28年3月に制定された「東久留米市緑地保全計画」に基づき、対象となる緑や緑地の保全及び充実を推進させる取り組みを進めていく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	14	水と緑にふれあうまちづくり	上位政策	地球環境にやさしいまち
施策統括課（課長名）	環境政策課長（小泉 勝巳）		関連課	環境政策課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市緑地保全計画		予定計画事業	緑の確保
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいく。 ・「水と緑」の保全と活用方法などについて、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努める。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(14-01)水辺環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への影響を配慮した湧水や河川の適切な管理を図る。 ・「湧水・清流保全都市宣言」に相応しい市の活動を市内外に広くPRし、保全のための機運を高めるための情報発信の充実に努める。 ・保全への取り組みを市民と行政が協働で進め、市民活動を支援し、その活動のすそ野が広がる施策を検討する。 			
(14-02)緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の恵まれた緑を保全していくために、市民、事業者、行政が協力し、身近な取り組みを主体的に行えるよう、意識醸成の啓発活動や情報発信に取り組む。 ・新たな緑の創出を行いつつも、既存の緑においては生き物の生育や市民生活に配慮し、広く市民が親しめるような環境整備や高木・老木化した樹木の適切な維持管理に努める。 ・雑木林や樹木が、近隣住民へも、貴重な資源であることの周知と保存に向けた理解を広めるための取り組みを行う。 ・緑地保全計画で抽出された将来に遺すべき特に貴重な緑地について、適切な手法によりその保全に努める。 ・緑地の確保には財政の負担が生じるため、適切な方策・優先順位を検討し、「みどりの基金」や国や都から補助制度などを活用することで計画的に進める。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	日頃から身近な自然と触れ合っている市民の割合	%	71.4	65.4	66.5
2					
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	15	16	16
トータルコスト	千円	163,104	183,700	146,705
事業費（内書き）	千円	129,449	150,655	110,606
人件費（内書き）	千円	33,655	33,045	36,099

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>当市には、「平成の名水百選」に都内で唯一選定された「落合川と南沢湧水群」を含む数多くの湧水があり、これらを水源とする黒目川や落合川が流れている。豊富な湧水を好む多様また希少な生き物が棲んでいるこれらの湧水や河川は、市民が豊かな水辺環境に触れることのできる憩いの場を形成しており、市の貴重な財産であり、この湧水や河川を次世代に引き継いでいくため、平成23年6月に全国で初めて「湧水・清流保全都市宣言」を行った。</p> <p>貴重な水辺環境を保全していくためには、ごみのポイ捨てや不法投棄、生活排水などの流入による河川の汚濁を防ぐ対策を講じ、社会のルールやマナーを守るよう広く呼び掛けを行う必要がある。また河川改修などに当たっては、自然環境への影響を最小にするよう検討を行う必要がある。</p>	<p>当市の水辺環境は将来に遺していくべき貴重な市の財産であることが市民の意識のなかに定着しつつあり、今後も湧水や河川がまちの象徴や誇りでもあることを広く認識してもらえよう引き続き情報発信を行う。また、保全に向けた市民団体の活動を支援するなど、市民と行政が協働し、それぞれの役割を担いながら保全への取り組みを進めていく。</p>
02	<p>東京都は、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、都内50箇所の保全地域を指定しており、そのうち8箇所が市内にあるほか、雑木林や農地、屋敷林、樹林地も点在しており、当市は緑に恵まれた環境である。</p> <p>緑は、生き物の生育・生息環境となるだけでなく、市民の憩いの空間を創出し、また防災上の拠点としての機能、雨水の浸透を助ける場となるが、制度により保全されていない雑木林や農地などの私有地においては、宅地開発の進展により緑が減少している。</p> <p>当市ではこれまでも「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、貴重な環境資源である緑を守り、次世代へつないでいくための取り組みに努めており、市民と協働し、今後市として特に保全すべき価値の高い緑地を抽出し、保全手法を定める「緑地保全計画」の策定を行った。</p>	<p>武蔵野の雑木林は、かつては伐採と萌芽による更新が繰り返されてきたが、近年はこうした手入れがなくなり、樹木の高木・老木化が進んでおり、今後も緑の保全に向けて市民や事業者などと協力し、それぞれの役割を認識できるよう啓発活動を行う。また、緑の維持のために「みどりの基金」の効果的な活用として「東久留米市緑地保全計画」等を推進していく。</p>

5 30年度に向けた施策方針
<p>・水と緑にふれあうまちづくりのため、市内の貴重な緑や緑地の保全及び充実を図るとともに、湧水、清流を次世代に引き継いでいく事業に取り組み、東京都とも連携しながら、市民、事業者、市の協働による積極的な緑化と適切な管理に努め、保全及び充実に取り組んでいく。</p> <p>・平成28年3月に制定された「東久留米市緑地保全計画」に基づき、対象となる緑や緑地の保全及び充実を推進させる取り組みを進めていく。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	15 環境負荷低減の推進
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 施策統括課長名 岩澤 純二
関連課	環境政策課、ごみ対策課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市一般廃棄物処理基本計画、東久留米市分別収集計画
予定計画事業	家庭ごみの有料化、ごみ対策課庁舎の建替え
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努める。 ・環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環型社会のシステム構築を推進する。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
15-01 総合的環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行う。 ・イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくる。 ・自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努める。 ・市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努める。 ・環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていく。
15-02 資源循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成をめざす。 ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進める。 ・家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討する。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	環境にやさしいと思う生活や活動を行っている市民の割合	%	63.7	63.0	67.8
2	回収日数 ※週5日収集（回収）	日	259	259	259
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	32	34	22
トータルコスト	千円	1,771,654	1,911,606	2,187,624
事業費（内書き）	千円	1,671,055	1,784,618	1,907,525
人件費（内書き）	千円	100,599	126,988	280,099

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められている。 ・また、身近な生活環境対策の推進や環境についてさまざまなことを学ぶことができる機会を充実することにより市民等の環境問題への理解を高めていくことが求められている。 ・地球温暖化問題は年々深刻さを増し、国際的な協調のもとに喫緊に対策を講じる必要があり、主な原因とされている温室効果ガスを減らすためには、日々の生活のなかでの節電など一人ひとりの身近な取り組みが重要であり、市役所内はもとより、広く市民や事業所へ普及・啓発する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人にも生き物にもやさしいまちづくりを進めるために、身近な問題として、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのルール・マナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりを進めていく。 ・また、市内には数多くの環境保全活動を行う団体があり、こうした団体と協働し、環境について学び、解決に向けた行動の輪を広げる機会づくりとして、環境フェスティバルの開催を推進していく。 ・地球温暖化問題については、市民、事業者に対して省エネルギー化に向けた啓発、対策方法についての情報発信、意識啓発の向上のための取り組みを進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型社会を推進していくためには、資源の有効活用、省エネルギー、ごみの減量化、廃棄物の適正処理などの推進が求められている。また、最近の一世帯当たりのごみの総排出量は、市民のごみの減量意識の向上により、やや減少傾向で推移しているが、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により、一層の排出抑制と循環型システム構築に向けたさらなる取り組みが求められている。 ・平成29年10月より家庭ごみ有料化を実施したところ、平成28年度と比較すると、家庭ごみの収集量は約3%、1人1日あたりのごみ排出量は約2.8%の減、総資源化率は約6.5%の増という状況であり、市民の皆さまのご理解・ご協力のもとに、ごみの減量化・資源化が図られていると考えられる。 ・家庭ごみ有料化によるごみ減量化だけでなく、今後も、今までごみとして排出されていたものを資源化するために、生ごみの堆肥化、可燃ごみ中の紙類の資源化、小型家電の回収、不法投棄の撲滅、環境学習会、自治会説明会、各種店舗へのごみ減量化・資源化協力店への登録依頼といったごみの減量化・資源化に向けた取り組みを継続することにより、市民、事業者、行政がそれぞれ主体となって、分別排出への意識改革を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集と家庭ごみ有料化の実施に伴う検証を行うとともに、さらなる家庭ごみの減量化・資源化へ向け、市民、事業者、行政がそれぞれ主体となって、分別排出への意識改革を図っていく。また、資源循環型社会の推進については、3Rの推進、ごみの減量化・資源化のための資源物回収の支援や廃棄物の発生抑制の推進についての取り組みも継続して実施していく。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・総合的環境施策の推進については、平成27年度に策定した「第二次環境基本計画」に基づき環境保全のための取り組みを進めていく。また、平成29年度に策定した「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化問題の取り組みを進める。
- ・資源循環型社会の推進については、平成29年10月からの家庭ごみ有料化の実施に伴う検証を行うとともに、一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画に基づき環境への負荷が少なく、資源が循環していくまちづくりを実現するためには、市民及び事業者の環境に対するより一層の意識向上が不可欠であり、今後も市として必要な情報提供を行い、ごみの減量化、資源化に向けた意識の醸成と理解を深めるための取り組みを進める。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	15	環境負荷低減の推進	上位政策	地球環境にやさしいまち
施策統括課（課長名）	環境政策課長（小泉 勝巳）		関連課	環境政策課、ごみ対策課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市一般廃棄物処理基本計画、東久留米市分別収集計画		予定計画事業	家庭ごみの有料化、ごみ対策課庁舎の建替え
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努める。 ・環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環型社会のシステム構築を推進する。 			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(15-01) 総合的環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行う。 ・イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくる。 ・自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努める。 ・市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努める。 ・環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていく。 			
(15-02) 資源循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成をめざす。 ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進める。 ・家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討する。 			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	環境にやさしいと思う生活や活動を行っている市民の割合	%	70	63.7	63
2	回収日数 ※週5日収集(回収)	日	258	259	259
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	33	32	34
トータルコスト	千円	1,799,155	1,771,654	1,911,606
事業費（内書き）	千円	1,705,537	1,671,055	1,784,618
人件費（内書き）	千円	93,618	100,599	126,988

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<p>市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められている。</p> <p>地球温暖化問題は年々深刻さを増し、国際的な協調の下に喫緊に対策を講じる必要があり、主な原因とされている温室効果ガスを減らすためには、日々の生活のなかでの節電への取り組みなど一人ひとり身近な取り組みが重要であり、市役所内はもとより、広く市民や事業所へ普及・啓発する必要がある。</p>	<p>当市は豊かな水と緑に恵まれており、多様な生き物が生息しているため、環境保護に努め、人にも生き物にもやさしいまちづくりを進めなければならない。</p> <p>また、身近な問題では、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのルール・マナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりを進めていく。</p> <p>また、市内には数多くの環境保全活動を行う団体があり、こうした団体と協働し、環境について学び、解決に向けた行動の輪を広げる機会づくりとして、環境フェスティバルの開催を推進していく。</p>
02	<p>資源循環型社会を推進していくためには、資源の有効活用、省エネルギー、ごみの減量化(3R)、廃棄物の適正処理などの推進が求められている。また、最近の一世帯当たりのごみの総排出量は、市民のごみの減量意識の向上に加え、少子高齢化などの影響により、やや減少傾向で推移しているが、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、排出抑制と循環型システム構築に向けたさらなる取り組みが求められている。</p> <p>現在、平成28年度のごみ収集量は24,794tとなっており、東久留米市における資源化率は、37.1%と多摩26市中15位に位置している。</p> <p>これは、当市が二ツ塚処分場に搬入する可燃ごみの焼却残渣の量、2,835tを資源物として含んだ数字である。可燃ごみの焼却残渣は、二ツ塚処分場に搬入されエコセメントとして再生利用されるため、資源物として換算されるが、一方、エコセメントの材料である可燃ごみの焼却残渣が多いということは、可燃ごみ量が多いということでもある。</p> <p>これを踏まえ、当市の資源化率を考えると、エコセメントを含む資源化率は上位であるものの、エコセメントを含めずに資源化率を算定すると、28.5%、多摩26市中18位の状況となる。</p> <p>今までごみとして排出されていたものを資源化するために、生ごみの堆肥化、可燃ごみ中の紙類の資源化、小型家電の回収、不法投棄の撲滅、環境学習会、自治会説明会、各種店舗へのごみ減量化・資源化協力店への登録依頼といった減量に向けた取り組みの検証結果を踏まえ、更なる家庭ごみ減量化・資源化の効果的な手段の一つである家庭ごみ有料化を平成29年10月より実施し、市民、事業者、行政がそれぞれ主体となって、ごみの減量化・資源化をさらに推進し、分別排出への意識改革を図っていく必要がある。</p>	<p>戸別収集と家庭ごみ有料化の実施に伴う検証を行うとともに、更なる家庭ごみの減量化・資源化へ向け、市民、事業者、行政がそれぞれ主体となって、分別排出への意識改革を図っていく。また、資源循環型社会の推進については、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進、ごみの減量化・資源化のための資源物回収の支援や廃棄物の発生抑制の推進についての取り組みも継続して実施していく。</p>

5 30年度に向けた施策方針
<p>総合的環境施策の推進については、平成27年度に策定した「第二次環境基本計画」に基づき環境保全のための取り組みを進めていく。また、「第二次地球温暖化対策実行計画」(25～29年度)の終了に伴い、「第三次地球温暖化対策実行計画」(30～34年度)に基づく取り組みを進める。</p> <p>資源循環型社会の推進については、家庭ごみ有料化【H29. 10】の実施に伴う検証を行うとともに、一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画に基づき環境への負荷が少なく、資源が循環していくまちづくりを実現するためには、市民及び事業者の環境に対するより一層の意識向上が不可欠であり、今後も市として必要な情報提供を行い、ごみの減量化、資源化に向けた意識の醸成と理解を深めるための取り組みを進める。</p>

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------